

The background of the slide is a lush green foliage, featuring ginkgo leaves in the foreground and a soft-focus background of more greenery.

排出量取引セミナー2022

「排出量取引入門」



2022年12月
東京都環境局

目次

1. 総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)概要
 - 1.(1) ゼロエミッション東京の実現
 - 1.(2) 東京都のCO₂排出量と主な対策
 - 1.(3) 総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)とは
2. 総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)詳細
 - 2.(1) 対象となる事業所 ～要件～
 - 2.(2) 基準排出量等
 - 2.(3) 削減義務率
 - 2.(4) 総量削減義務
 - 2.(5) 削減義務履行手段としての排出量取引
 - 2.(6) 義務履行期限
 - 2.(7) スケジュール

3. 排出量取引制度の仕組みについて

3.(1) 排出量取引の検討

3.(2) 排出量取引をするための4つのステップ

3.(3) 用語の説明

3.(4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

3.(5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引

4. C&Tシステム(削減量口座簿)について

4.(1) 総量削減義務と排出量取引システム(C&Tシステム)

4.(2) 総量削減義務と排出量取引システムの全体像

4.(3) C&Tシステムへのログイン

4.(4) ユーザIDに関する注意点

4.(5) システムで使える主な機能

4.(6) 口座情報一覧について

5. 取引の流れ

- 5.(1) 排出量取引をするための4つのステップ
- 5.(2) ステップ1:削減量の確認(指定管理口座)
- 5.(3) ステップ2:一般管理口座の開設等
- 5.(4) ステップ3:取引相手の見つけ方
- 5.(5) ステップ4:削減量等の振替

6. クレジットの種類

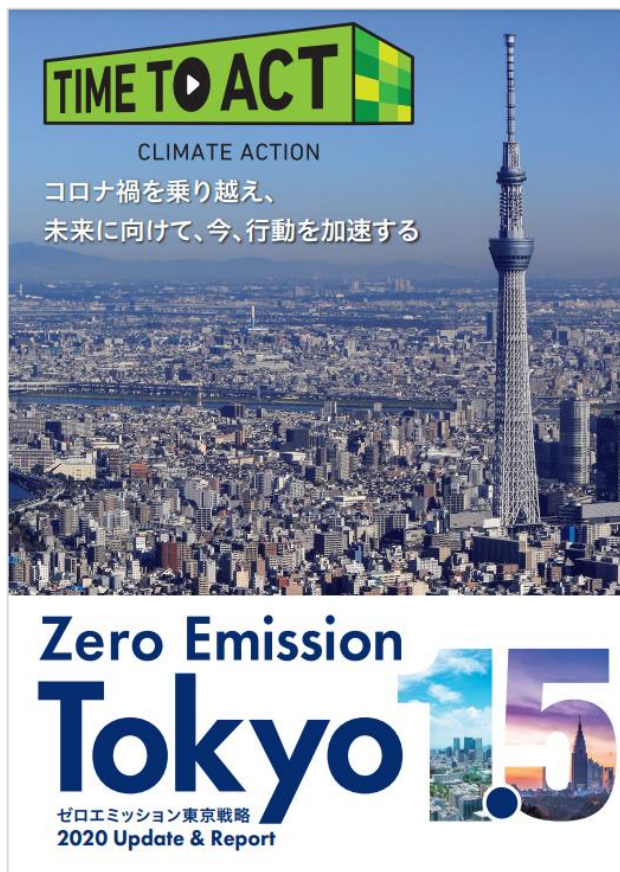
- 6.(1) 排出量取引で利用可能なクレジット
- 6.(2) 超過削減量
 - 6.(2-1) 超過削減量の発行と利用期限
- 6.(3) 再エネクレジット(環境価値換算量)
- 6.(4) 再エネクレジット(その他削減量)



1.総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)概要

- 1.(1) ゼロエミッション東京の実現
- 1.(2) 東京都のCO₂排出量と主な対策
- 1.(3) 総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)とは

1. (1) ゼロエミッション東京の実現



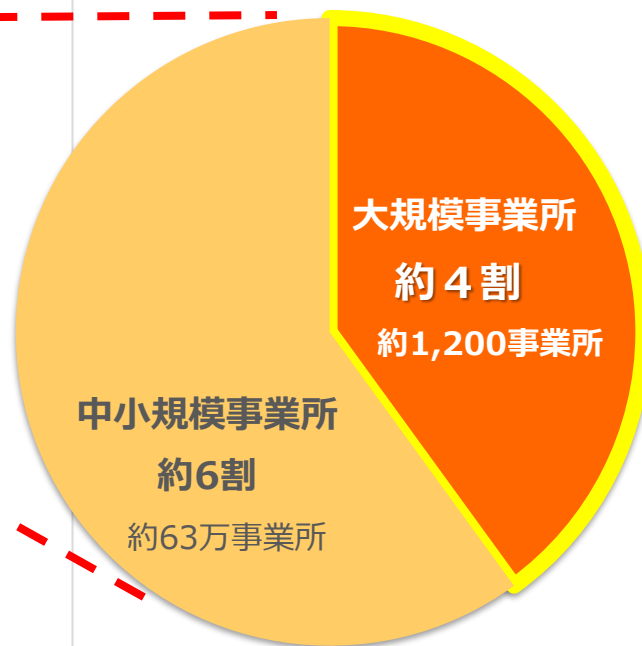
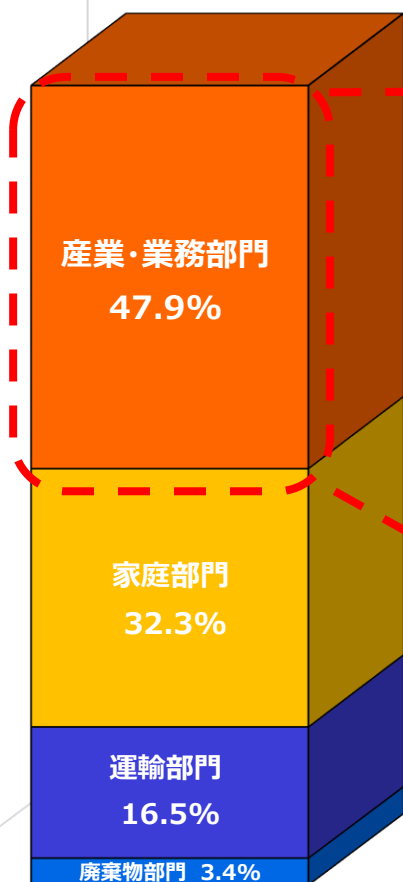
2030年までに温室効果ガス排出量50%削減
2030年「カーボンハーフ」

2050年までに都内のCO2排出量を実質ゼロ
2050年「ゼロエミッション東京」

1. (2) 東京都のCO₂排出量と主な対策

< 都内のCO₂排出量 (5,281 万t-CO₂) >

(2020年度速報値)



大規模事業所への対策

- 総量削減義務と排出量取引制度 (キャップ&トレード制度)

中小規模事業所への対策

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小ビル向けの省エネルギー診断

1. (3) 総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)とは

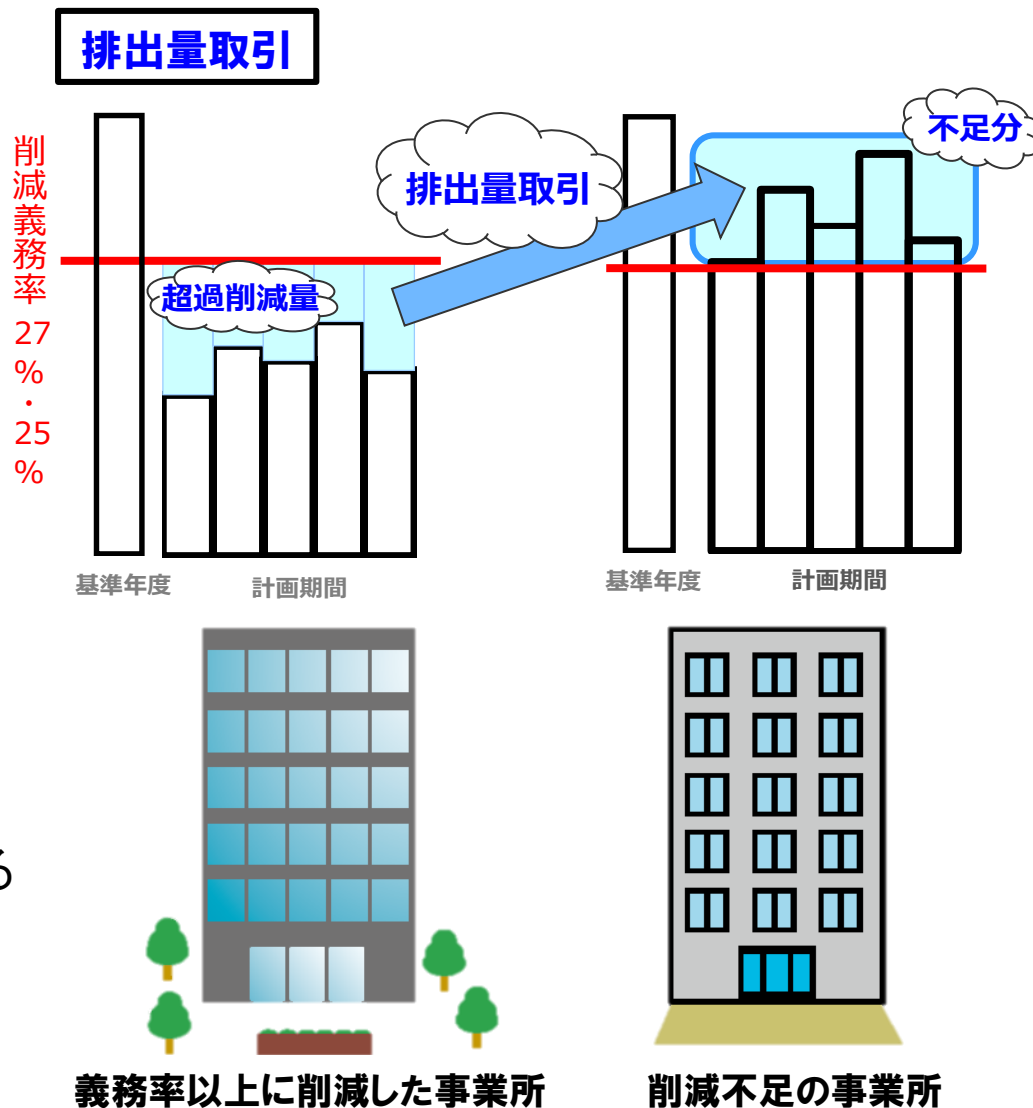
- オフィスビル等をも対象とする
世界初の都市型キャップ&トレード制度

◆ 自らの事業所で削減義務率以下にCO₂を削減

- ・高効率な機器への更新や運用対策
- ・低炭素電力・熱の選択等

◆ 排出量取引

- ・自らの削減対策に加え、排出量取引による削減量等の調達により、削減義務を達成することができる仕組み



2. 総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)詳細

2.(1) 対象となる事業所 ～要件～

2.(2) 基準排出量等

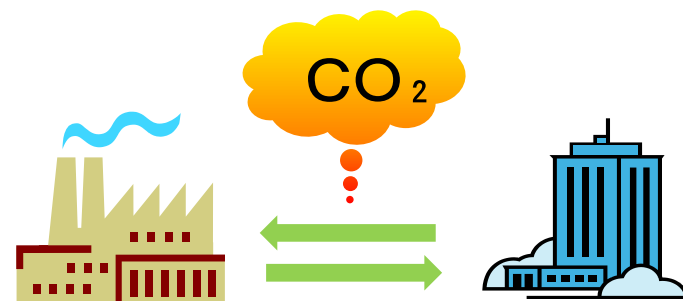
2.(3) 削減義務率

2.(4) 総量削減義務

2.(5) 削減義務履行手段としての排出量取引

2.(6) 義務履行期限

2.(7) スケジュール

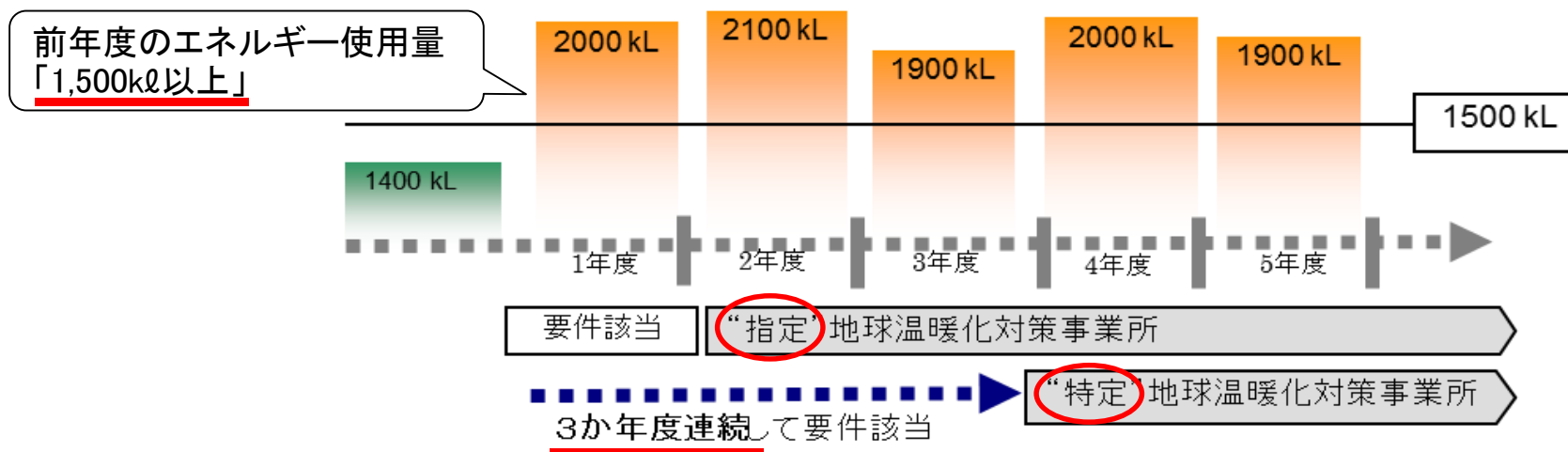


2. (1) 対象となる事業所 ～要件～

- ◆ 規模・・・事業所単位
- ◆ 事業所とは・・・基本的には、建物・施設単位
(建物が隣接する場合など例外あり)

分類	指定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所
要件	前年度のエネルギー使用量が原油換算で <u>年間1,500kL以上</u>	<u>3か年度連続して</u> エネルギー使用量が原油換算で年間 <u>1,500kL以上</u>
主な義務となる事項	➢ 計画書の提出・公表 ・前年度の原油換算エネルギー使用量 等	➢ 左記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項 ➢ 特定温室効果ガス※の<u>削減義務あり</u>

※燃料・熱・電気の使用に伴って排出される CO₂排出量



2. (2) 基準排出量等

● 基準排出量：削減義務量を算定するベースとなる排出量

事業所毎に毎年度の特定温室効果ガス排出量と比較をするための基準量

● 削減計画期間：5年間（5年間で1計画期間）

第1計画期間 2010年～2014年

第2計画期間 2015年～2019年

第3計画期間 2020年～2024年

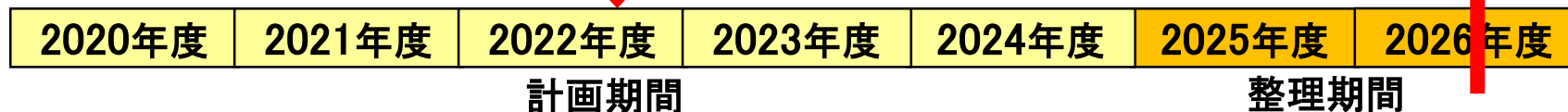
● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の末日が、履行期限※

第3計画期間の履行期限

現在

履行期限
2026年9月末日



2. (3) 削減義務率

- **削減義務率**：基準排出量に対して、特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき比率を指す

区 分			第3計画期間
I	I-1	オフィスビル等※1 (「区分 I-2」に該当するものを除く。)	27%
	I-2	オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	25%
II		工場等※2 (区分 I-1、区分 I-2以外の事業所)	25%



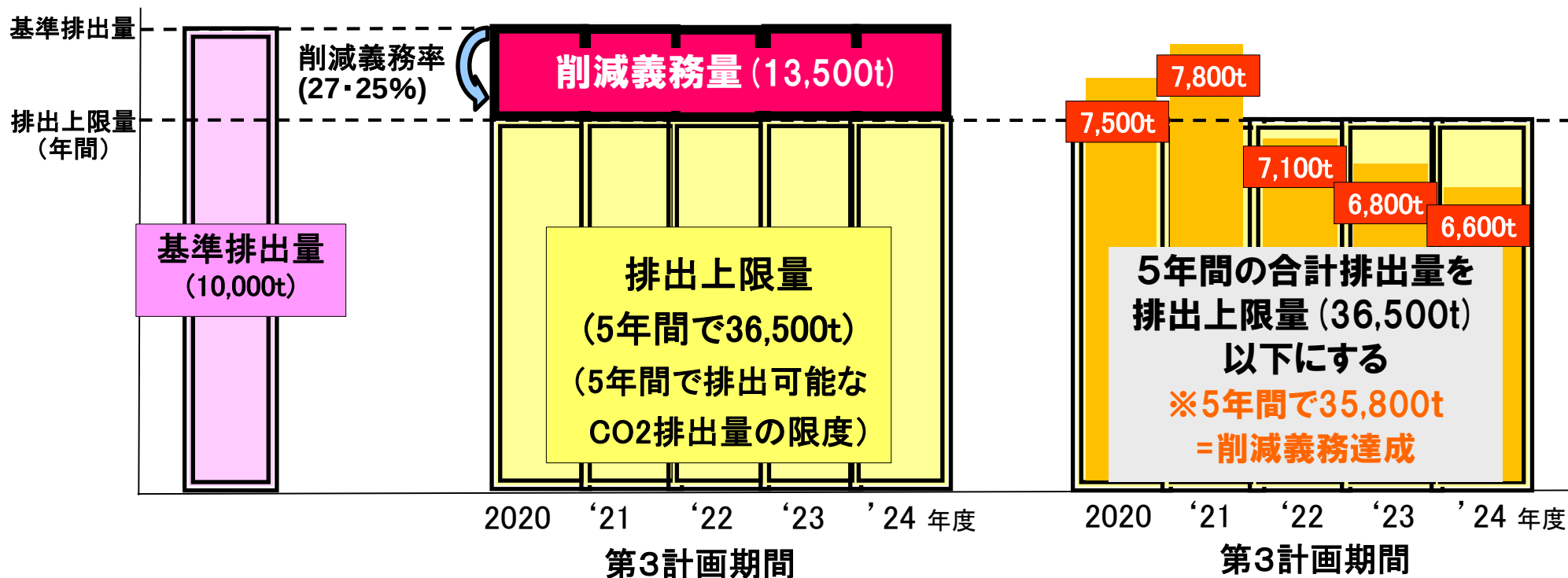
※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所(「区分 I-2」に該当するものを除く。)

※2 工場、上下水道施設、廃棄物処理施設など(区分 I-1、区分 I-2以外の事業所)

2. (4) 総量削減義務

◎ 削減義務＝削減義務期間(5年間)の合計排出量を、**排出上限量**以下にする

基準排出量	×	削減義務率	×	削減義務期間	⇒	削減義務量
例： 10,000t	×	27%	×	5年間	=	13,500t
基準排出量	×	削減義務期間	－	削減義務量	⇒	排出上限量
例： 10,000t	×	5年間	－	13,500t	=	36,500t



2.(5)削減義務履行手段としての排出量取引

排出上限量 以下にする3つの手法

1: 自らで削減

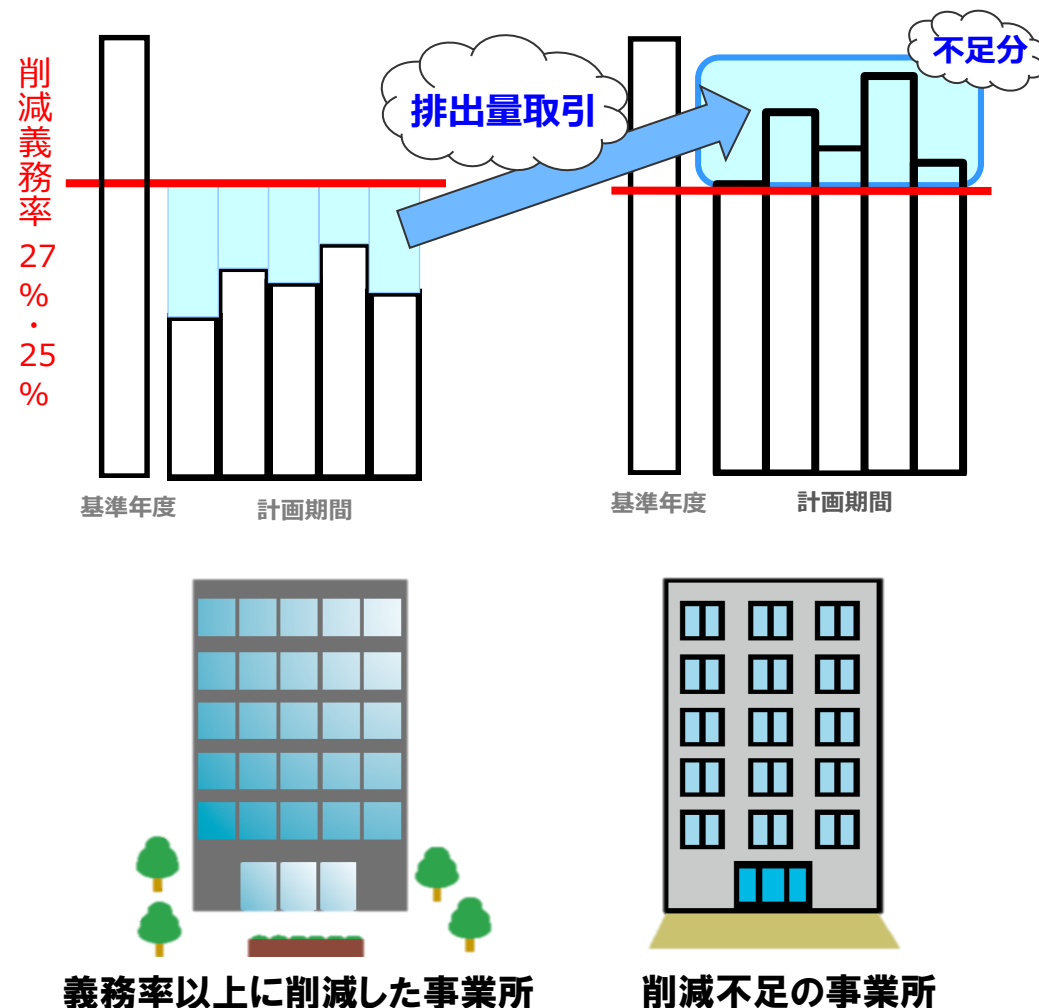
各事業所に適した削減手法を選んで
自ら削減する方法

2: 第二計画期間からのバンキング

第二計画期間の超過削減量や
クレジットを第三計画期間に利用

3: 排出量取引

他者が削減対策の実施により創出した
削減量等を取引により調達する方法



2. (6) 義務履行期限

● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の末日が、履行期限となる。

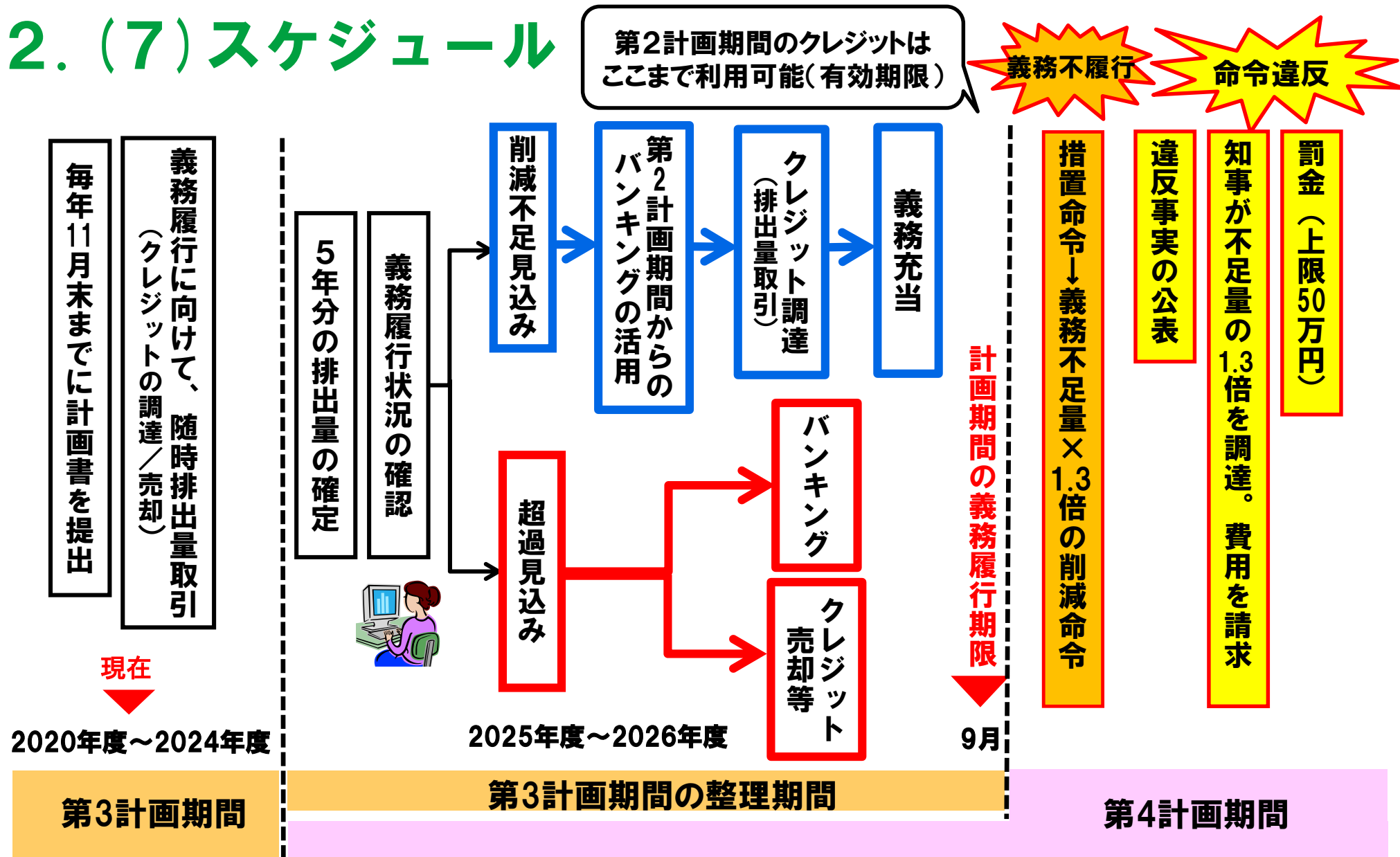


第三計画期間⇒

2020年度(2020年4月)～2024年度末(2025年3月末)まで

第三計画期間の義務履行期限⇒2026年9月末まで(原則)

2. (7) スケジュール





3. 排出量取引制度の仕組みについて

3.(1) 排出量取引の検討

3.(2) 排出量取引をするための4つのステップ

3.(3) 用語の説明

3.(4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

3.(5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～

3. (1) 排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断
→ 必要な場合、クレジット取得のための手続きを開始

<仕組み>

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定



3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量等の確認:

義務履行のために削減量等のクレジットを購入等する必要があるか、
超過削減量の発行が見込めるのか等を、C&Tシステム(※詳細は後述)で確認

2. 取引用の口座(一般管理口座)の開設等:

排出量取引をする場合、

①一般管理口座の開設(要申請)、②指定管理口座との関連付け(要申請)が必要

3. 取引先の確保

クレジットの購入先又は販売先を決定

【取引先の見つけ方】

C&Tシステムの見積登録受付情報への登録・活用、仲介事業者を活用等

4. 削減量等の振替(移転・取得):

取引するクレジットの振替(移転・取得)を申請により実施

3. (3) 用語の説明①

用語	意味
クレジット	- 削減義務の履行への利用が可能なものを指す。 - 削減対策の実施等によって得られた、<u>温室効果ガスの削減量</u>や<u>環境価値</u>のこと。 - 超過削減量 - 都内中小クレジット - 再エネクレジット - 都外クレジット - 埼玉連携クレジット この4種類を「オフセットクレジット」と呼ぶ
排出量取引	クレジットの取得及び移転と、それに伴う諸手続のこと。 ※取得と移転は後述で説明。
削減量口座簿 (≡C&Tシステム)	- 知事の管理口座、指定管理口座、一般管理口座がある。 - 排出量取引の内容等、<u>クレジット等の状況を記録・管理する電子システム</u>のこと。(≡C&Tシステム) - 口座簿の記録は、事業者の申請等に基づき、<u>都が行う</u>。

3. (3) 用語の説明②

総量削減義務と排出量取引システム (C&Tシステム)

- ✓ クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓ インターネットを通じて、Webブラウザからアクセス
- ✓ 口座開設者は自らの事業所の義務履行状況、クレジットの保有量や取引履歴などを参照できる
- ✓ 利用時間：開庁日(土日、祝日を除く)9:00から18:00まで
- ✓ 利用料：無料

<取引履歴>

<〇〇会社>

10/1 超過削減量 発行 100t
10/3 都外クレジット 移転 50t



<義務履行状況>

<〇〇ビル>

基準排出量：3,500t
2017年度排出量：3,000t

<クレジットの保有量>

<△△会社>

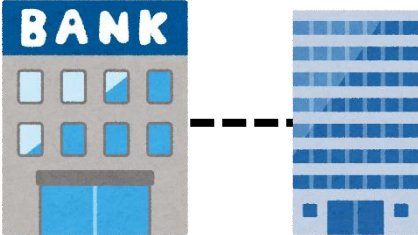
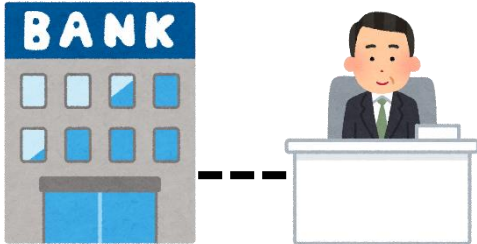
都内中小クレジット：100t
超過削減量：200t

掲載URL

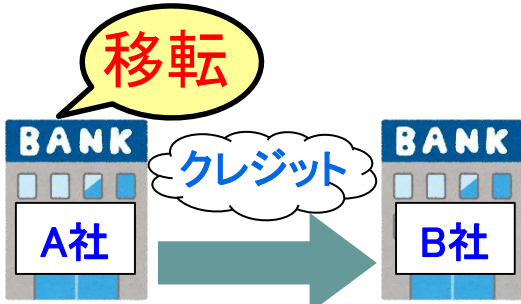
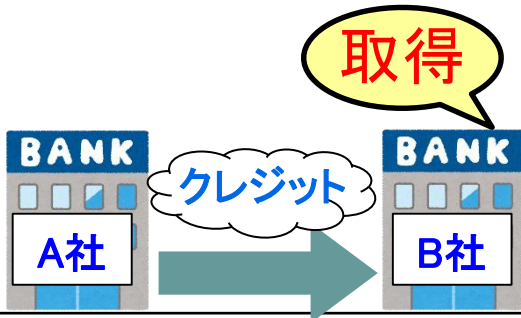
<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>



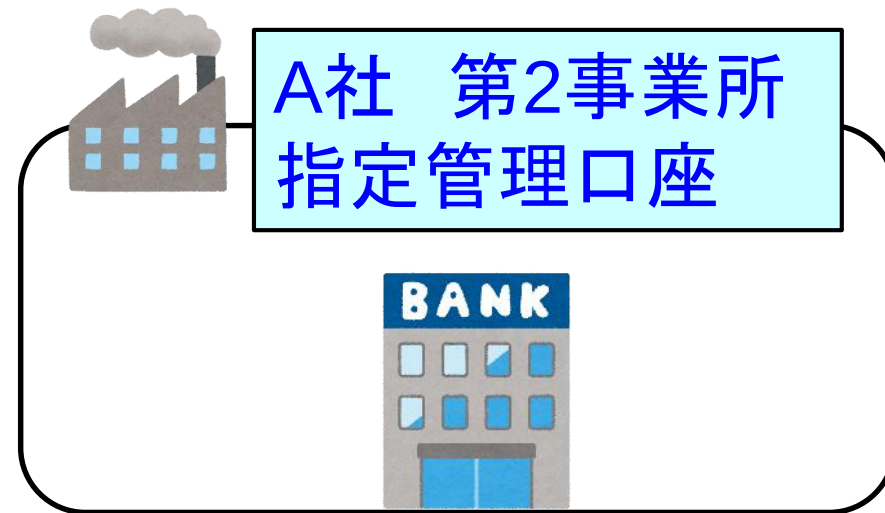
3. (3) 用語の説明③

用語	意味
指定管理口座 	- 事業所ごとに自動で開設される。 <u>削減義務の履行状況を管理する口座</u>。 - 事業所の基準排出量や排出上限量、各クレジット保有量などの管理・確認ができる。
一般管理口座 	- 事業者ごとに申請をして開設する。 - 他事業者と取引(クレジットの移転・取得)をするための口座。 (対象事業所以外の事業者も要件を満たせば開設可能。) - 事業者ごとの保有クレジット量を管理・確認ができる。

3. (3) 用語の説明④

用語		イメージ図	意味
発行			削減量口座簿(≡C&Tシステム)において、<u>温室効果ガス削減量及び環境価値を「クレジット保有量」として増加させる</u>こと。
振替	移転		- A社の口座にクレジット100tあったときに、A社の口座からB社の口座に100t移すと、B社の口座のクレジットは100t増加する。 - この動きを<u>クレジットが減少するA社の口座側から表現</u>したもの。
	取得		「移転」の対となる概念。 - 他の口座に記録されているクレジットを減少させ、自らの管理口座のクレジットを増加させる記録を、<u>クレジットが増加する口座側から表現</u>したもの。

3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



A社 第1事業所
指定管理口座

<削減義務達成>

- ・超過削減あり
- ・超過削減量発行可能量 400t



A社 第2事業所
指定管理口座

<削減義務未達成>

- ・削減量が200t不足



〇〇事業所の削減量400tのうち200tを
◇◇事業所の削減不足量に充てたい！



3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



A社 第1事業所
指定管理口座

<削減義務達成>

- ・超過削減あり
- ・超過削減量発行可能量 400t



A社 第2事業所
指定管理口座

<削減義務未達成>

- ・削減量が200t不足



「一般管理口座開設申請書」を東京都に提出し、
一般管理口座を開設



A社 排出量取引担当



A社 一般管理口座



開設

3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



A社 第1事業所
指定管理口座

<削減義務達成>

- ・超過削減あり
- ・超過削減量発行可能量 400t



A社 第2事業所
指定管理口座

<削減義務未達成>

- ・削減量が200t不足



A社 ○○事業所の指定管理口座
と一般管理口座をつなげる
＝関連付け

関連付け

開設申請の際に、
関連付け希望を記載する
ことで、関連付け
申請の省略可能！



A社 一般管理口座



3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



A社 第1事業所
指定管理口座

<削減義務達成>

- ・超過削減あり
- ・超過削減量発行可能量 400t

①発行

超過削減量 400t



A社 第2事業所
指定管理口座

<削減義務未達成>

- ・削減量が200t不足



関連付け

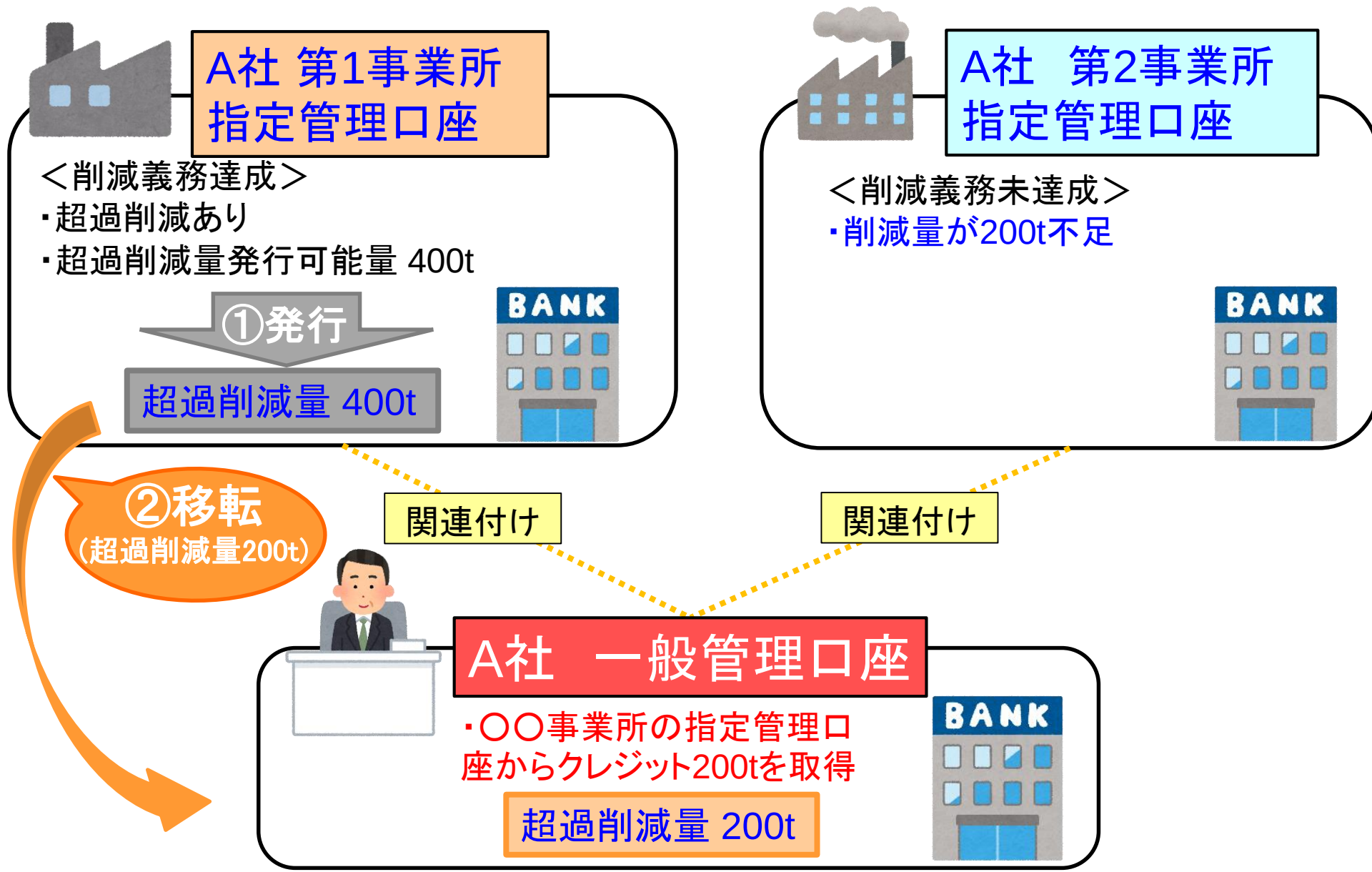
関連付け

A社 一般管理口座

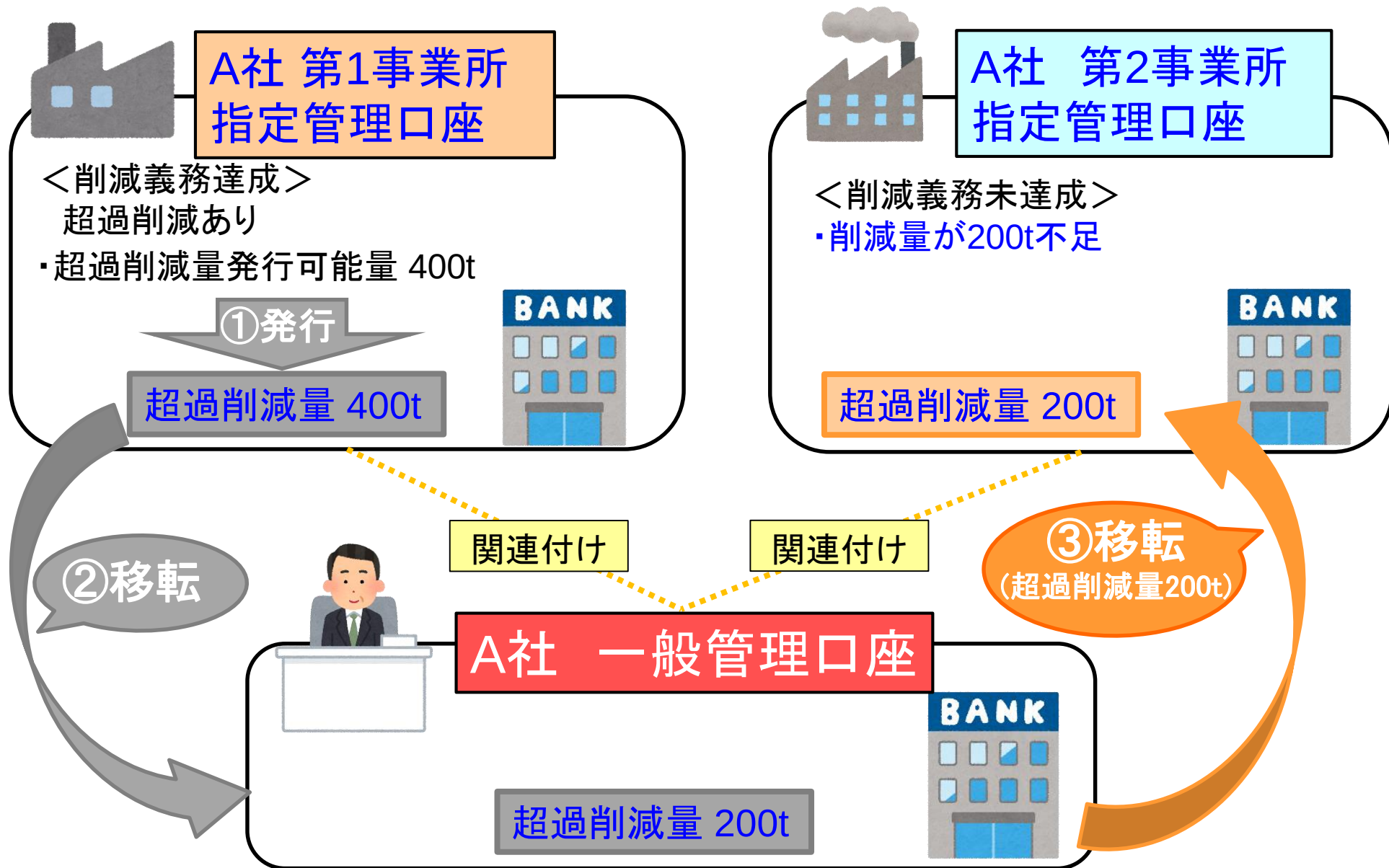


整理期間になれば、
クレジットが自動
発行されるので、
発行申請は不要

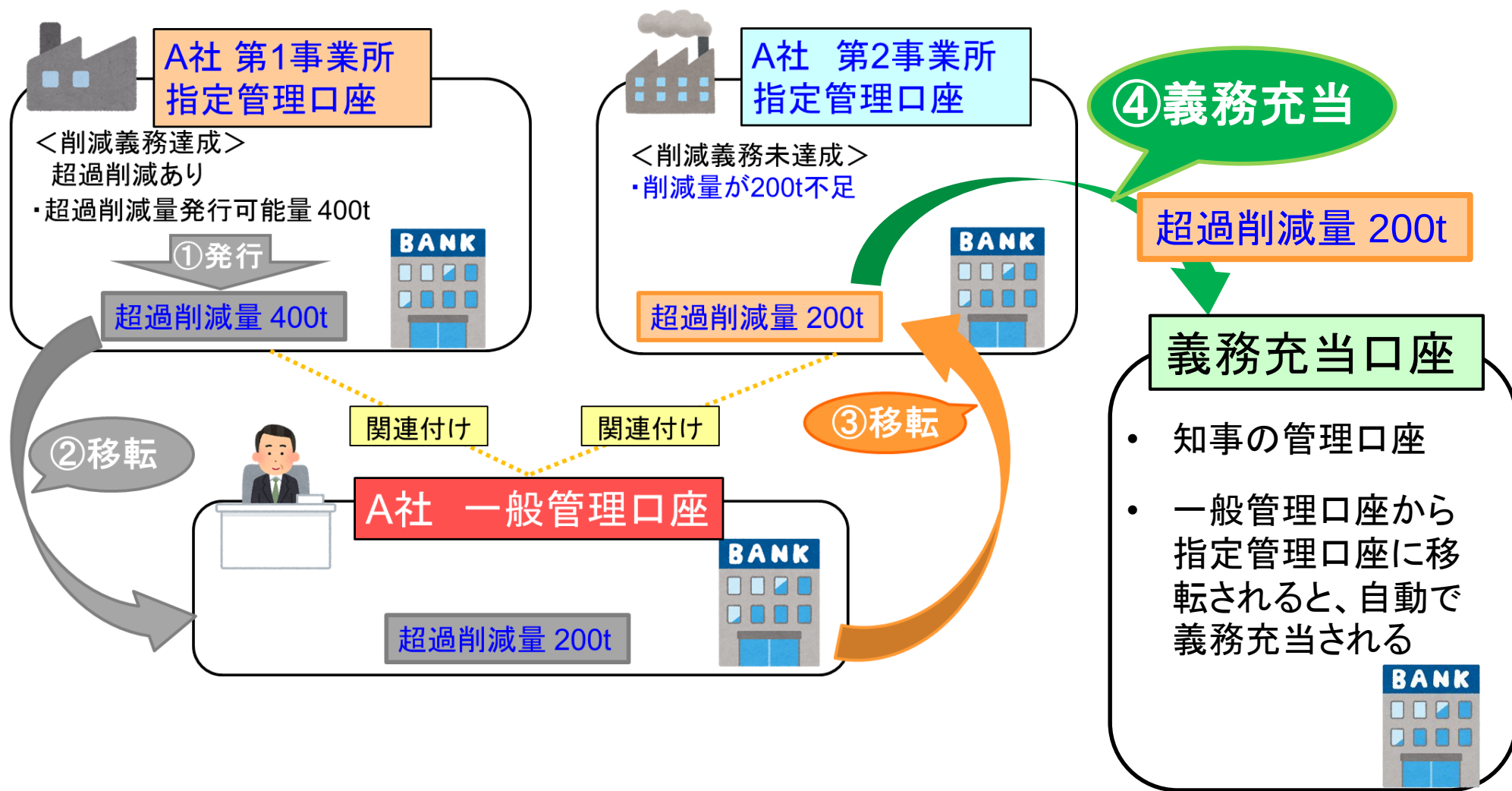
3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



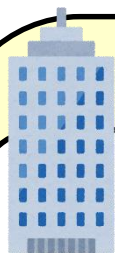
3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～



3. (4) 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

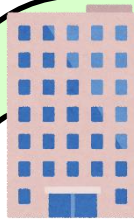


3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



X社 x事業所
指定管理口座

<削減義務達成>
・超過削減あり

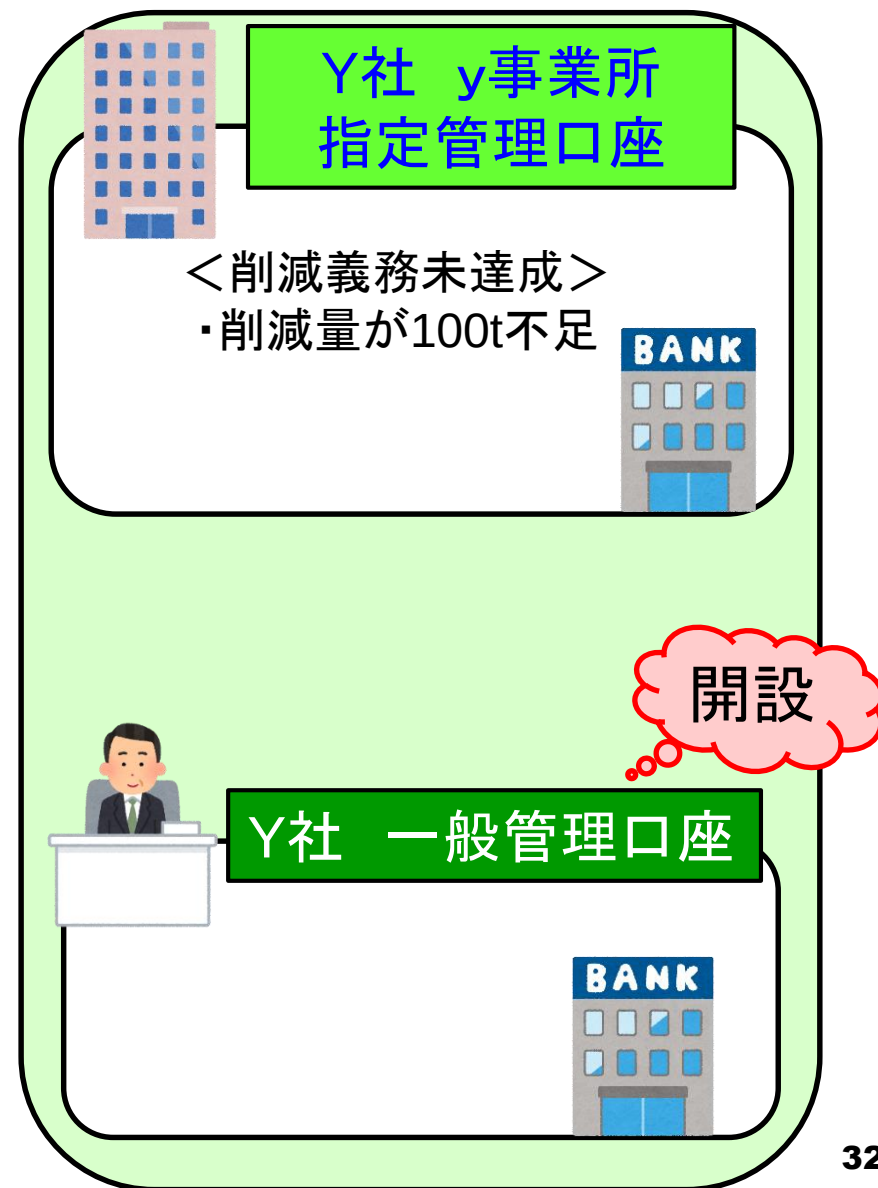
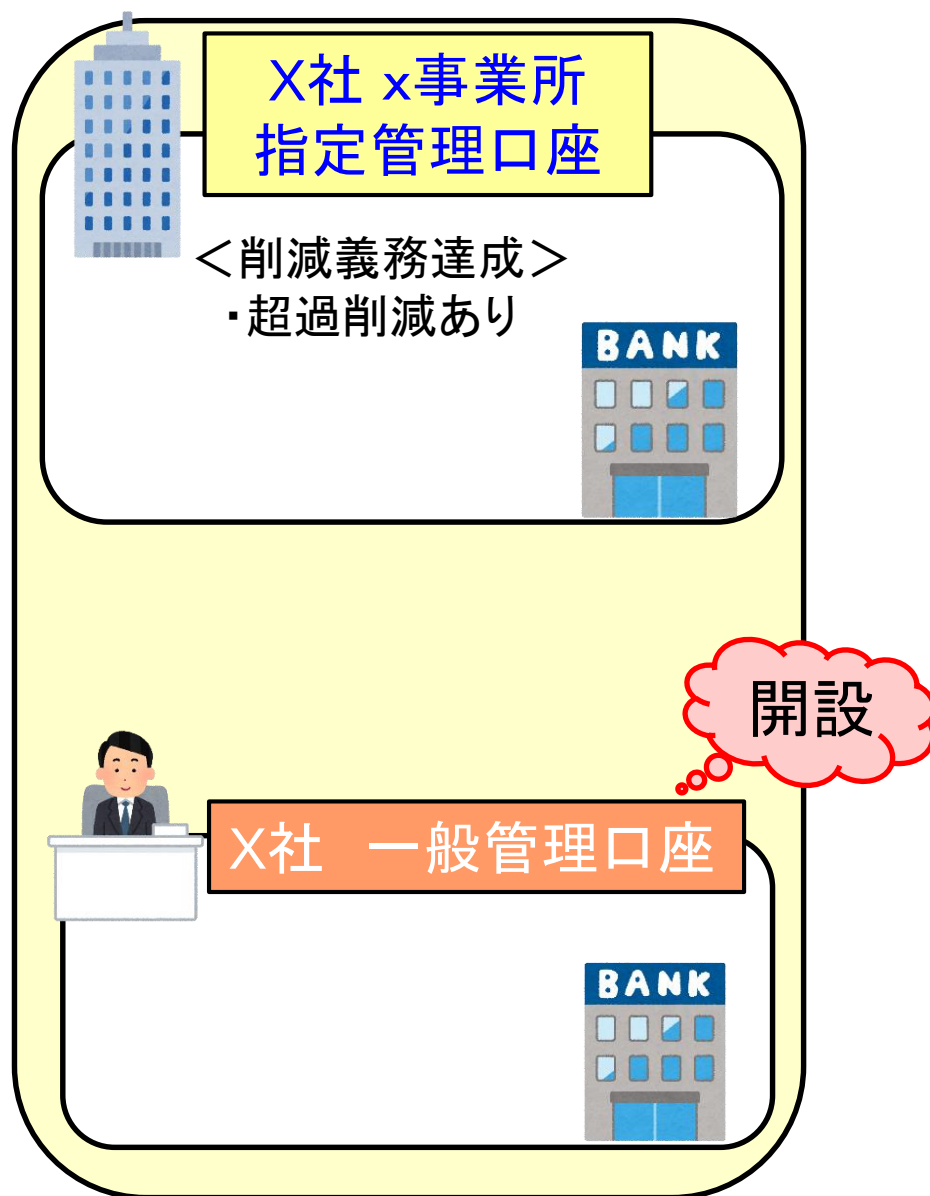


Y社 y事業所
指定管理口座

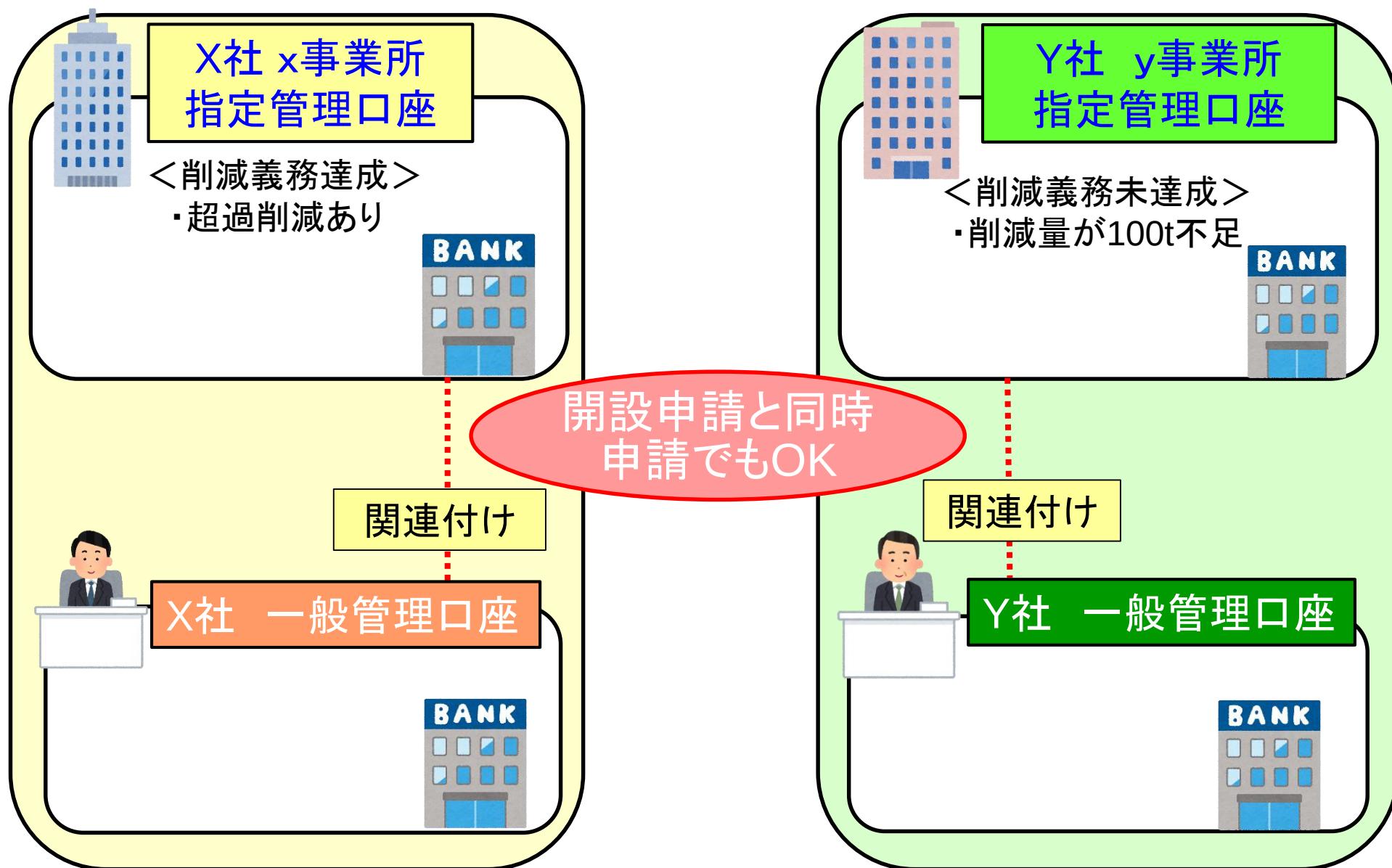
<削減義務未達成>
・削減量が100t不足



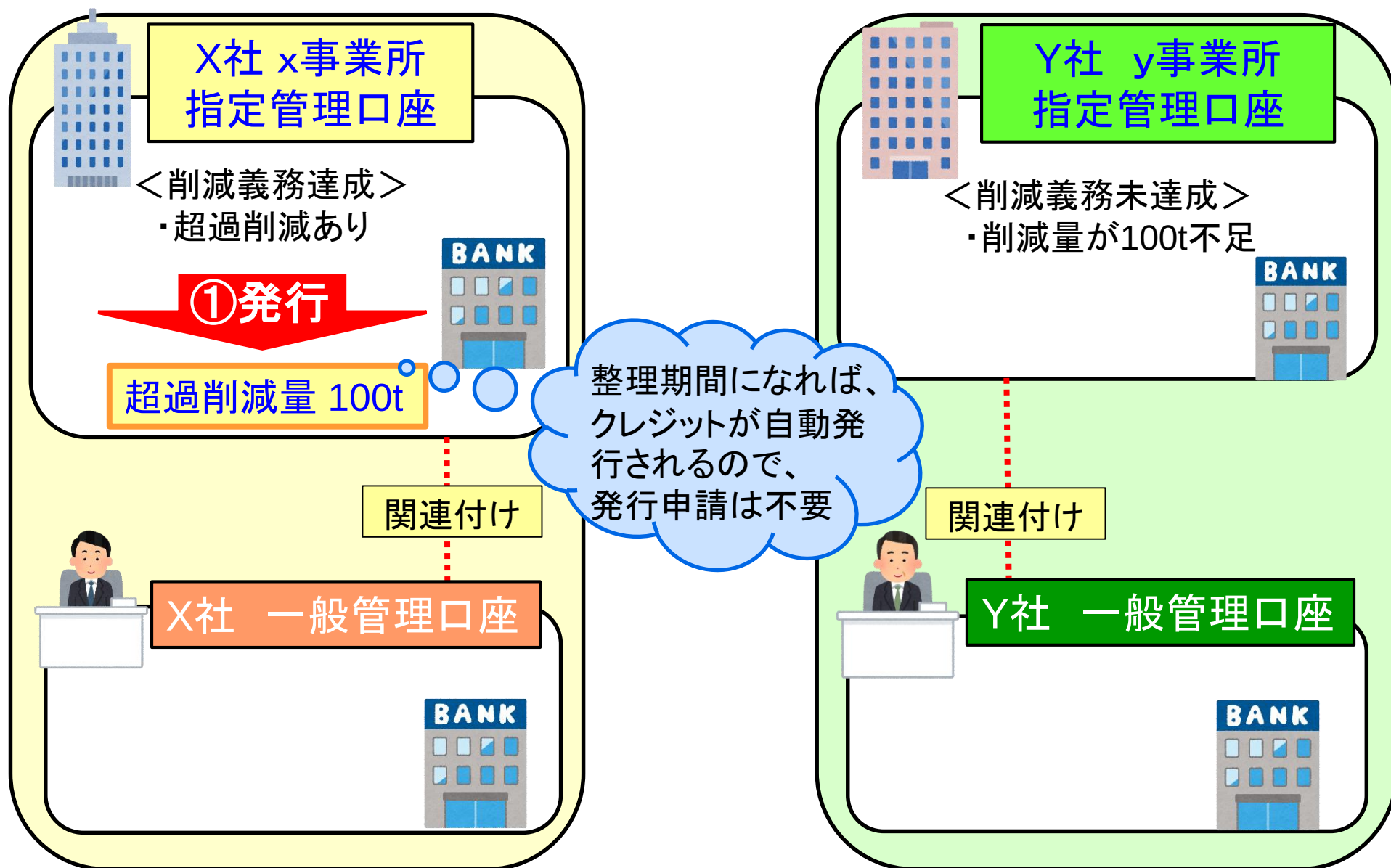
3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



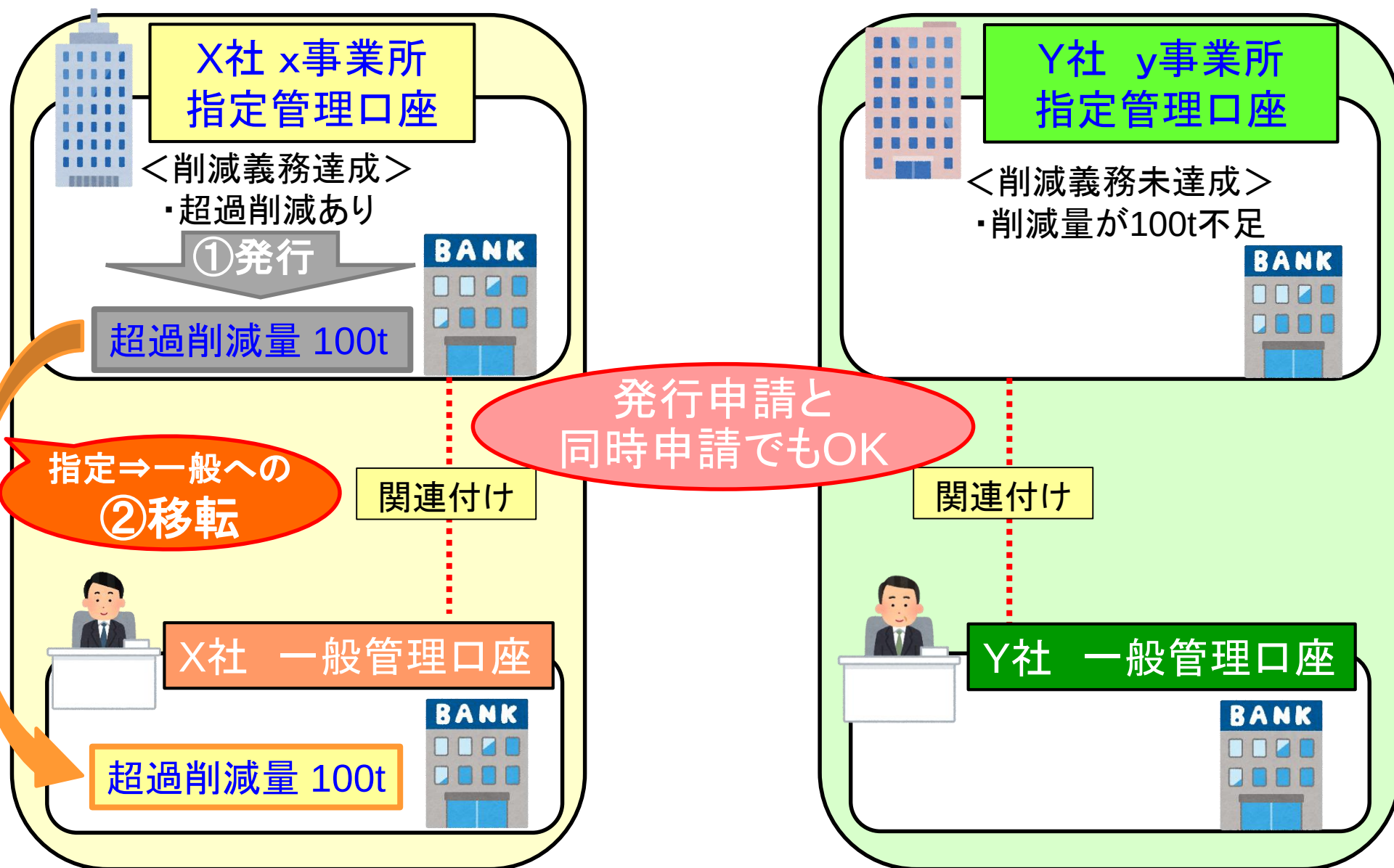
3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



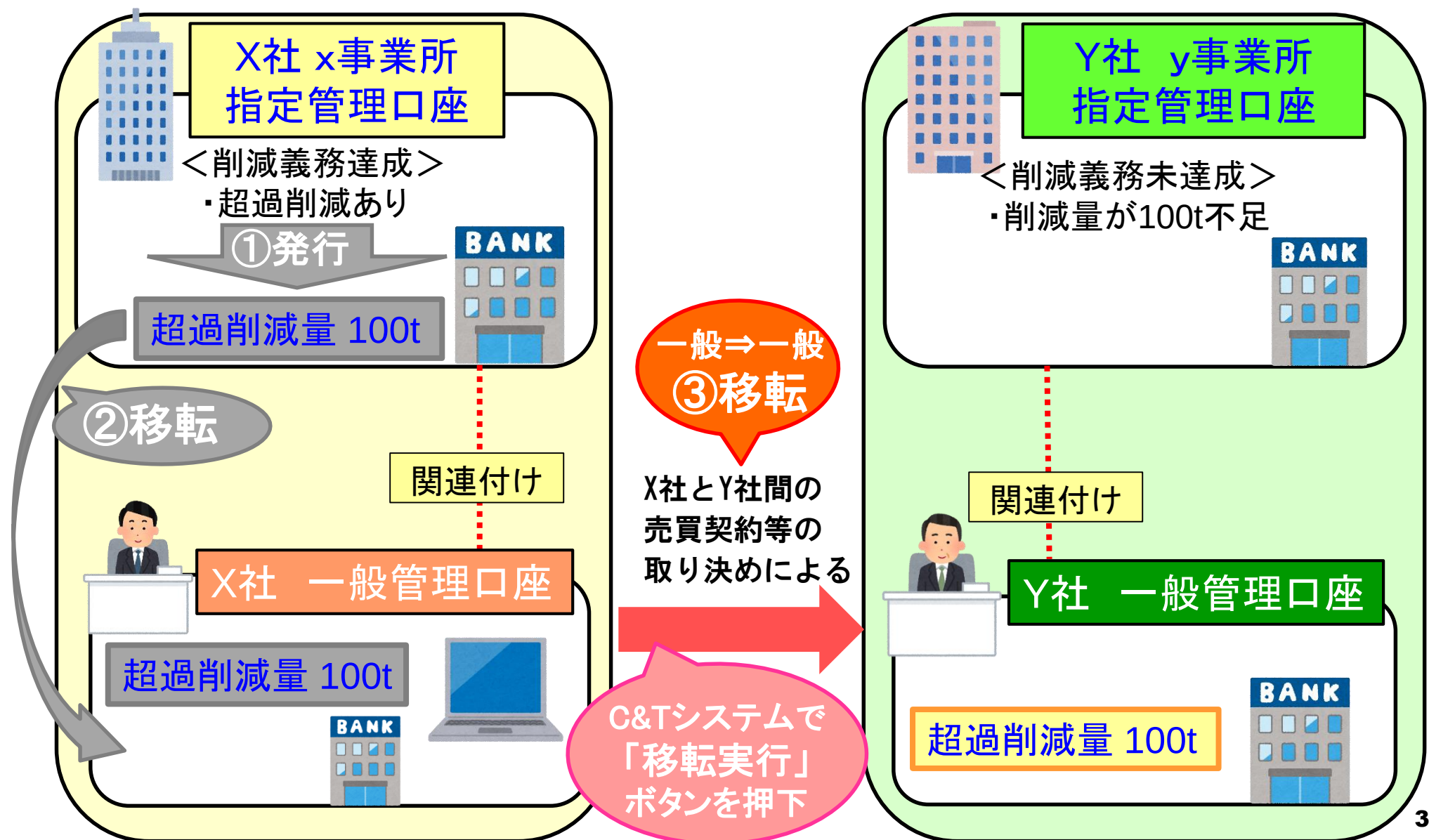
3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



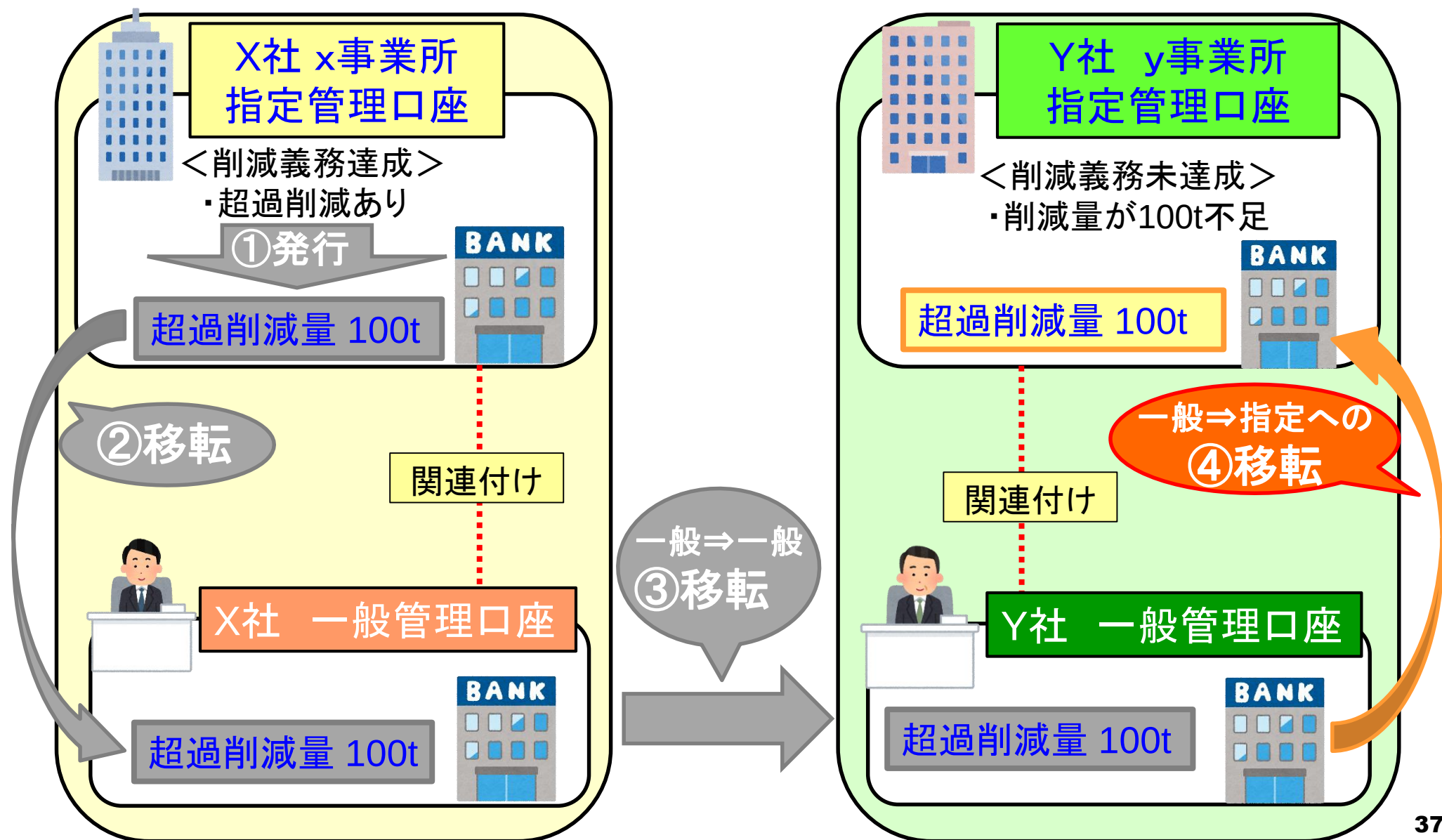
3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



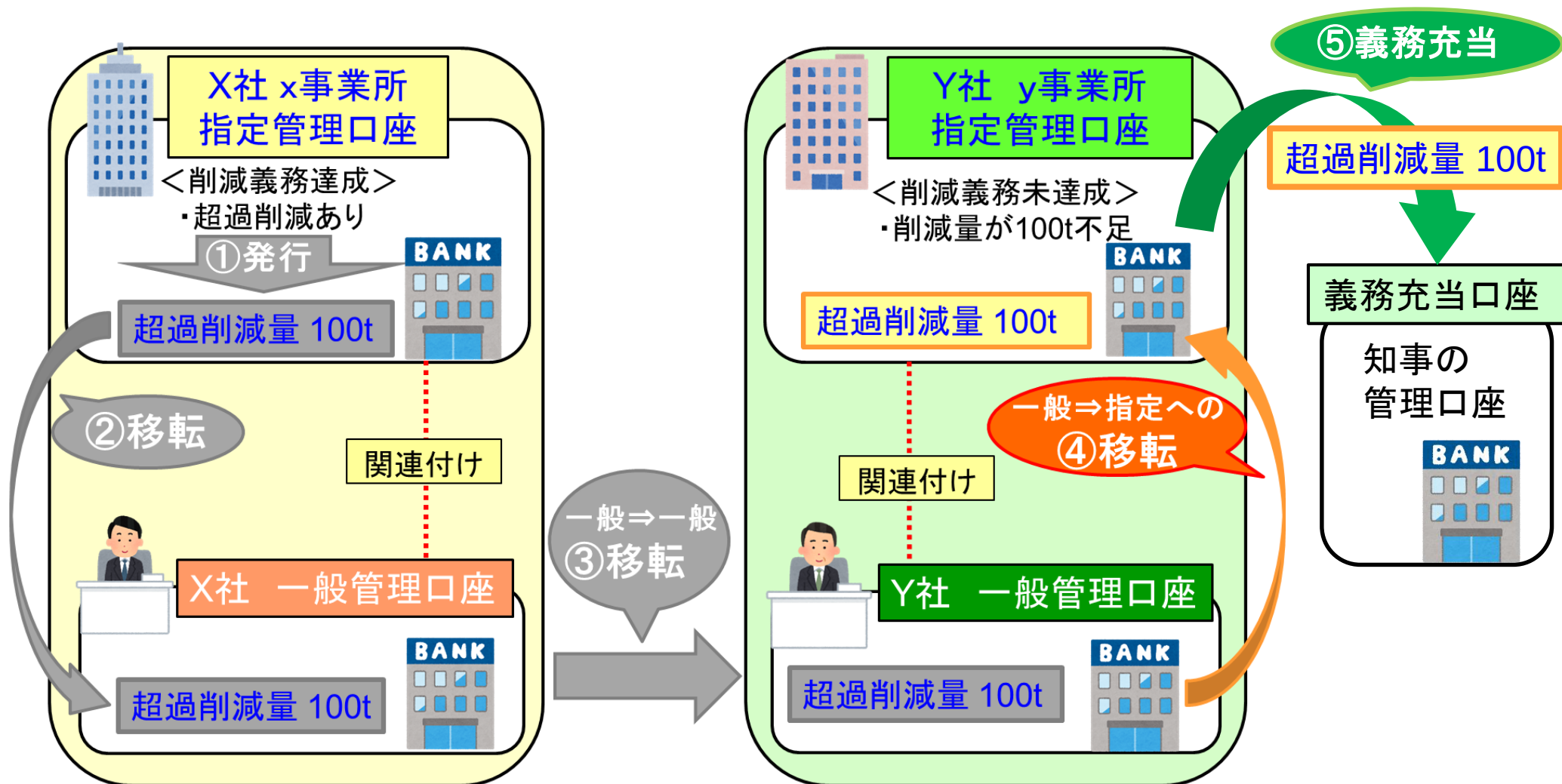
3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～



3. (5) 実際の取引事例 ～X社とY社の取引～





4.C&Tシステム(削減量口座簿)について

- 4.(1) 総量削減義務と排出量取引システム(C&Tシステム)
- 4.(2) 総量削減義務と排出量取引システムの全体像
- 4.(3) C&Tシステムへのログイン
- 4.(4) ユーザIDに関する注意点
- 4.(5) システムで使える主な機能
- 4.(6) 口座情報一覧について

4. (1) 総量削減義務と排出量取引システム (C&Tシステム)

- ✓ クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓ インターネットを通じて、Webブラウザからアクセス可能
- ✓ 口座開設者は自らの事業所の義務履行状況、クレジットの保有量や取引履歴などを参照できる
- ✓ 利用時間：開庁日(土日、祝日を除く)9:00から18:00まで
- ✓ 利用料：無料

<取引履歴>

<〇〇会社>

10/1 超過削減量 発行 100t
10/3 都外クレジット 移転 50t



<義務履行状況>

<〇〇ビル>

基準排出量：3,500t
2017年度排出量：3,000t

<クレジットの保有量>

<△△会社>

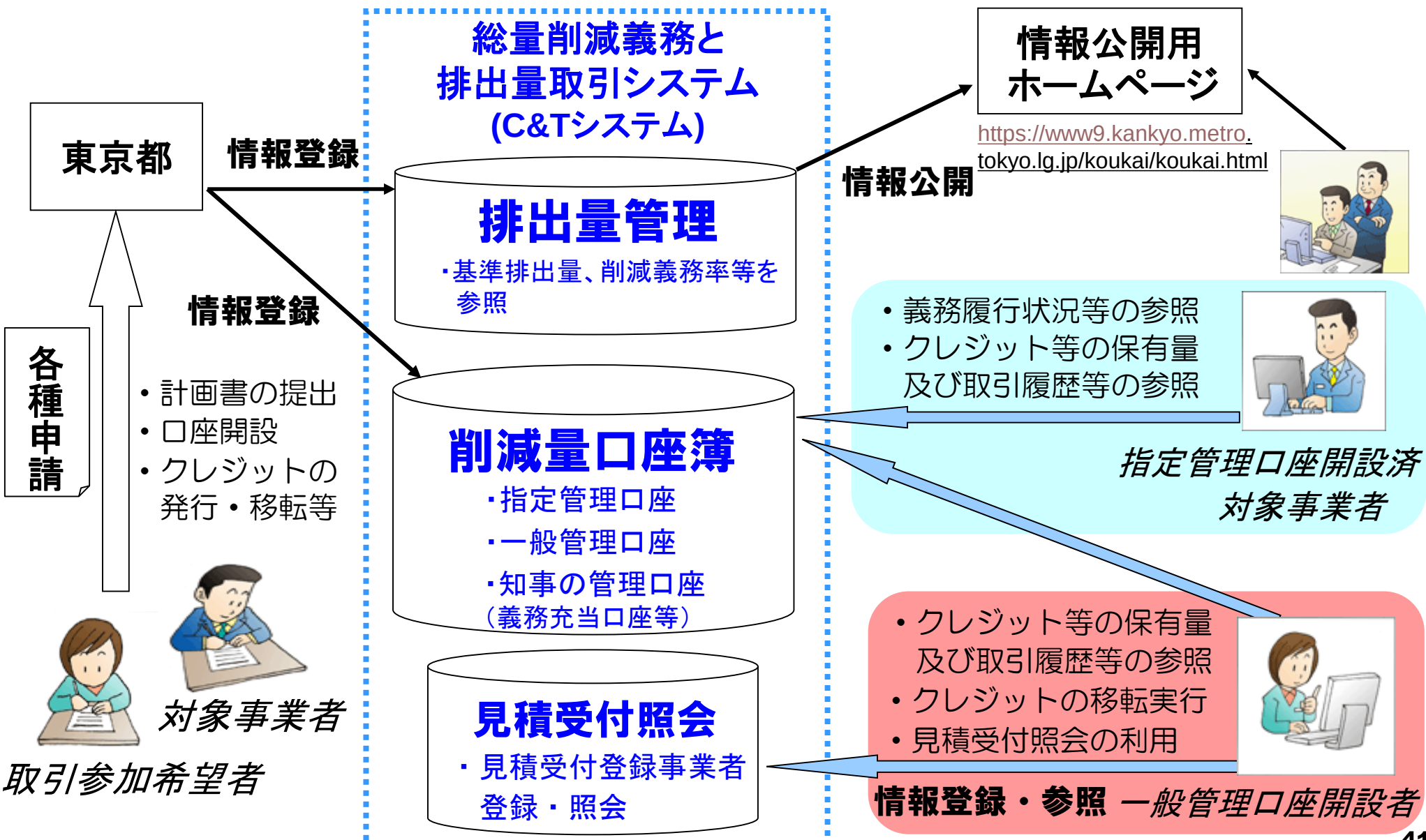
都内中小クレジット：100t
超過削減量：200t

掲載URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>



4. (2) 総量削減義務と排出量取引システムの全体像



4. (3) C&Tシステムへのログイン

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム

|| 総量削減義務と排出量取引システム - トップページ

■ 総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

» ログイン

» 操作マニュアル

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム

|| ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

口座簿利用者番号 (ユーザーID)

暗証番号 (パスワード)

» ログイン

口座が開設されると、東京都からユーザIDとパスワードを記載した通知書が送付されます。

ユーザIDとパスワードを紛失した場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」の提出により再発行する必要があります。

トップページ

ログイン画面

4. (4) ユーザIDに関する注意点

口座に関するユーザーIDは4種類あります

口座名義人用

連絡先担当者用

ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	できること	通知方法
① 指定管理口座 の 口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の 口座名義人	・ 口座情報の参照 ・義務履行状況の参照	通知書 (郵送)
② 一般管理口座 の 口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の 口座名義人	・ 口座情報の参照 ・ 見積受付登録事業者照会 ・クレジット振替の移転実行他	通知書 (郵送)
③ 指定管理口座 の 連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の 連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール ☒
④ 一般管理口座 の 連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の 連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール ☒
⑤ 事業所の 連絡先担当者用ユーザID	事業所の連絡先 担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・計画書ダウンロード機能 ・計画書のオンライン提出機能	メール ☒

4. (5) システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

<指定管理口座>

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

<指定・一般共通>

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

<一般管理口座>

- ✓見積受付登録事業者照会の利用
- ✓クレジット移転の実行
- ✓クレジットの無効化履歴の参照

4. (5) システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

<指定管理口座>

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

<指定・一般共通>

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

<一般管理口座>

- ✓見積受付登録事業者照会の利用
- ✓クレジット移転の実行
- ✓クレジットの無効化履歴の参照

4. (5) システムで使える主な機能

指定管理口座が開設されると、利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

- <指定管理口座>
- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
 - ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
 - ✓ 義務履行状況の参照

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
特定温室効果ガス排出量	7,000	7,000					14,000
排出削減量	3,000	3,000					6,000
その他ガス削減量の義務充当量							
削減義務率の算出							
削減義務率の算出							
取引を加味した排出削減量	3,000	3,000	0	0	0	0	6,000
超過削減量発行可能量	300	600					

超過削減量の発行可能な量が
一目で分かります

4. (5) システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

<指定管理口座>

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

<指定・一般共通>

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

<一般管理口座>

- ✓見積受付登録事業者照会の利用
- ✓クレジット移転の実行
- ✓クレジットの無効化履歴の参照

4. (5) システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

<指定・一般共通>

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

(例)一般管理口座の画面

■ クレジット情報

クレジット情報				
◀ 前へ 次へ ▶				
クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-CO2)	利用可能な削減 計画期間
130-720273~ 130-720372	都内中小クレジット	-	100	第一、第二

■ 検索結果

10件の取引履歴情報が検索されました。

検索結果							
◀ 前へ 次へ ▶							
選択	項番	取引完了 日付	申請区分	移転実行状態	移転元口座番号	移転先口座番号	取引履歴番号
☐	1	2015/08/22	発行	-			130-2111111120
☐	2	2015/08/21	移転	移転実行待ち	130-110-1002-1	130-110-2002-1	130-2111111119
☐	3	2015/08/20	発行	-			130-2111111118
☐	4	2015/08/19	移転	移転実行待ち	130-110-1004-1	130-110-2004-1	130-2111111117
☐	5	2015/08/18	移転	完了	130-110-1005-1	130-110-2005-1	130-2111111116

4. (5) システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

<指定管理口座>

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

<指定・一般共通>

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

<一般管理口座>

- ✓見積受付登録事業者照会の利用
- ✓クレジット移転の実行
- ✓クレジットの無効化履歴の参照

4. (5) システムで使える主な機能

一般管理口座が開設されると、利用できる機能 (口座名義人用のユーザIDでログイン時)

<一般管理口座>

✓見積受付登録事業者
登録・照会

✓移転の実行

✓クレジットの無効化履歴
の参照

👉 クレジットの売り手
・買い手を探すことが
できます！

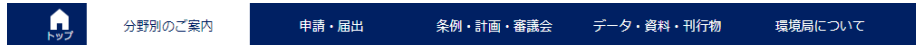
II 見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1,000文字) ※連絡先、PR等、ご自由に入力 してください。
☒	購入	希望する	超過削減量 都内中小クレジット 再エネクレジット(環境価値換算量) 再エネクレジット(その他削減量) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者: 大江戸花子 TEL: 03-▲▲▲▲- ■■■■ メール: O.Hanako@▲▲.co.jp	お気軽にご相談くださ い。
☐	販売	希望しない			

この画面で登録した情報がシステム上に公開されます。

4.(6)口座情報一覧について



トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムについて

ページ番号: 447-611-879

更新日: 2022年7月1日

大規模事業所における対策

- テナント等事業者の省エネ対策
- クレジットの無効化
- 「東京ゼロカーボン4デイズIn 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」への協力
- 制度概要
- 排出量取引
- 排出量取引の運用に関する専門家委員会

総量削減義務と排出量取引システムとは？

総量削減義務と排出量取引システムは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、以下の内容について事業者の皆様にご利用いただけるシステムです。

①事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理

②過年度分の「地球温暖化対策計画書」、「東京都☆省エネカルテ」及び「特定テナント評価通知書」のダウンロード

※利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9時から18時まで

※ユーザIDは複数種類存在します。それぞれの機能に応じたユーザIDとパスワードをお手元にご用意の上、ログインしてください。各ユーザIDの種類と利用可能な機能については、[こちら（PDF：94KB）](#) を御確認ください。

※ユーザID・パスワードは、対象事業所ごと・管理口座ごとに連絡先担当者として登録している方に、都からお知らせしています。パスワードを忘れた等の際は、下記お問い合わせ先まで御相談ください。

※2020年3月23日（月曜日）以降、システムログインURLは

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp>（外部サイト）

となっています。旧システムログインURLは御利用いただけません。

・実績、計画、口座一覧等の公表（外部サイト）

・指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報について利用時間以外の時間帯で参照したい方は、[こちら](#)»

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/system_top.html



✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの

✓ 東京都環境局のHPから公開ページへ遷移可能

✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表

(例) 指定管理口座情報一覧 (PDF) イメージ

130-100-XXX-00 東京都庁 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△-× 〇〇ビル		
	口座管理者に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
130-100-XXX-00 〇〇ビル 新宿区	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△-× 〇〇ビル		
	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
	氏名又は会社名	所属名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
	東京都	環境局	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	e-mail@metro.tokyo
	口座名義人に係る情報				
130-100-XXX-00 〇〇ビル 新宿区	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	△△株式会社		東京都新宿区〇丁目△-× 〇〇ビル		

口座番号が分からなくなった場合はここから確認できます。



5. 取引の流れ

- 5. (1) 排出量取引をするための4つのステップ
- 5. (2) ステップ1:削減量の確認(指定管理口座)
- 5. (3) ステップ2:一般管理口座の開設等
- 5. (4) ステップ3:取引相手の見つけ方
- 5. (5) ステップ4:削減量等の振替

5. (1) 排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量等の確認:

義務履行のために削減量等のクレジットを購入等する必要があるか、
超過削減量の発行が見込めるのか等をC&Tシステム(※詳細は後述)で確認

2. 一般管理口座(取引用口座)の開設等:

排出量取引をする場合、

①一般管理口座の開設(要申請)、②指定管理口座との関連付け(要申請)が必要

3. 取引先の確保

クレジットの購入先又は販売先を決定

【取引先の見つけ方】

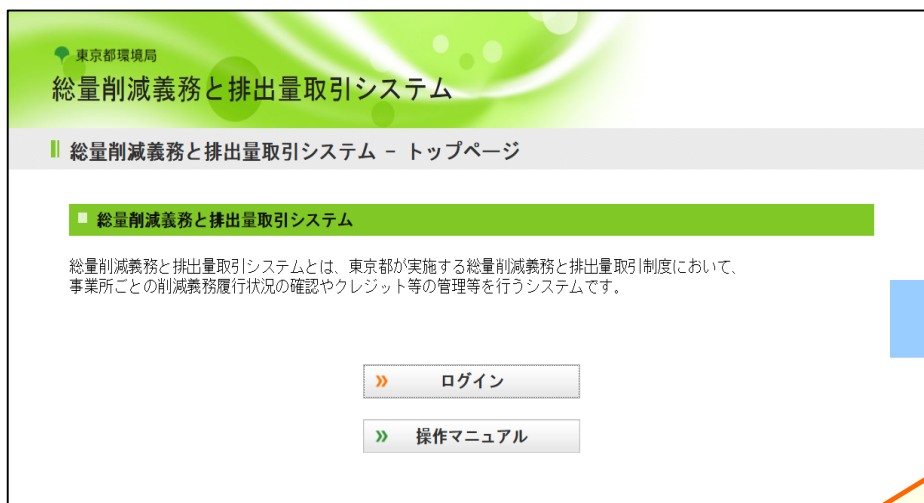
C&Tシステムの見積登録受付情報への登録・活用、仲介事業者を活用等

4. 削減量等の振替(移転・取得):

取引するクレジットの振替(移転・取得)を申請により実施

5. (2) ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

- ・ 指定管理口座の口座名義人用ユーザIDを用いてC&Tシステムにログイン
- ・ 削減義務が達成できそうか確認したい⇒**義務履行状況照会**で確認



ログイン



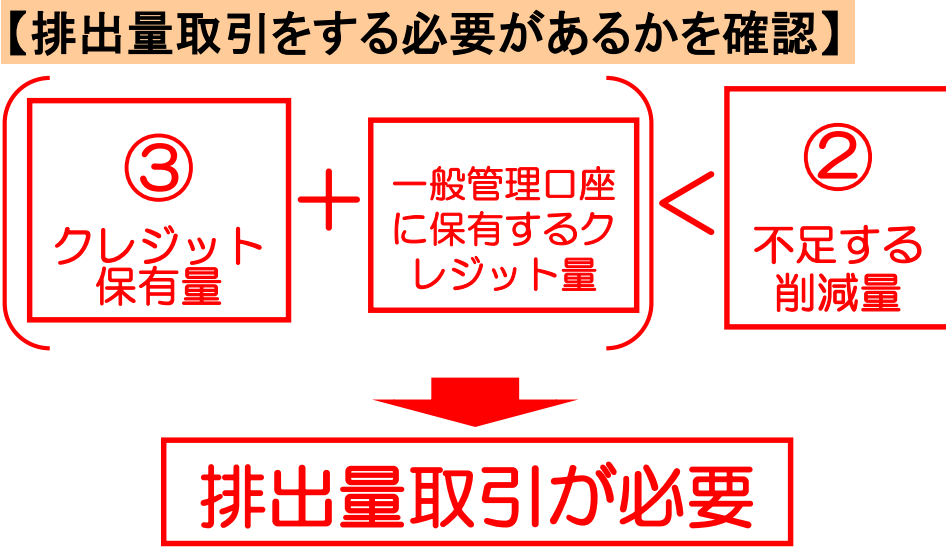
指定管理口座開設時に送付される通知書に記載された
口座簿利用者番号（ユーザーID）でログインしてください

5. (2) ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

【削減量が超過する場合】
「超過削減量の発行可能量」が①に表示

【削減量が不足する場合】
「不足する削減量」が②に表示

【バンキング量を確認】
現在「保有するクレジット量」が③に表示
一般管理口座がある場合は、保有するクレジット量を確認



義務履行状況							
削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂							
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000					16,000
排出削減量	2,000	2,000					4,000
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量	2,000	2,000	0	0	0		4,000
超過削減量発行可能量							
残りの削減義務期間における排出上限量						21,500	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量						32,000	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量						2,500	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量						0	t-CO ₂
クレジット保有状況							
第1期クレジット							t-CO ₂
第2期クレジット						1,000	t-CO ₂
第3期クレジット							t-CO ₂

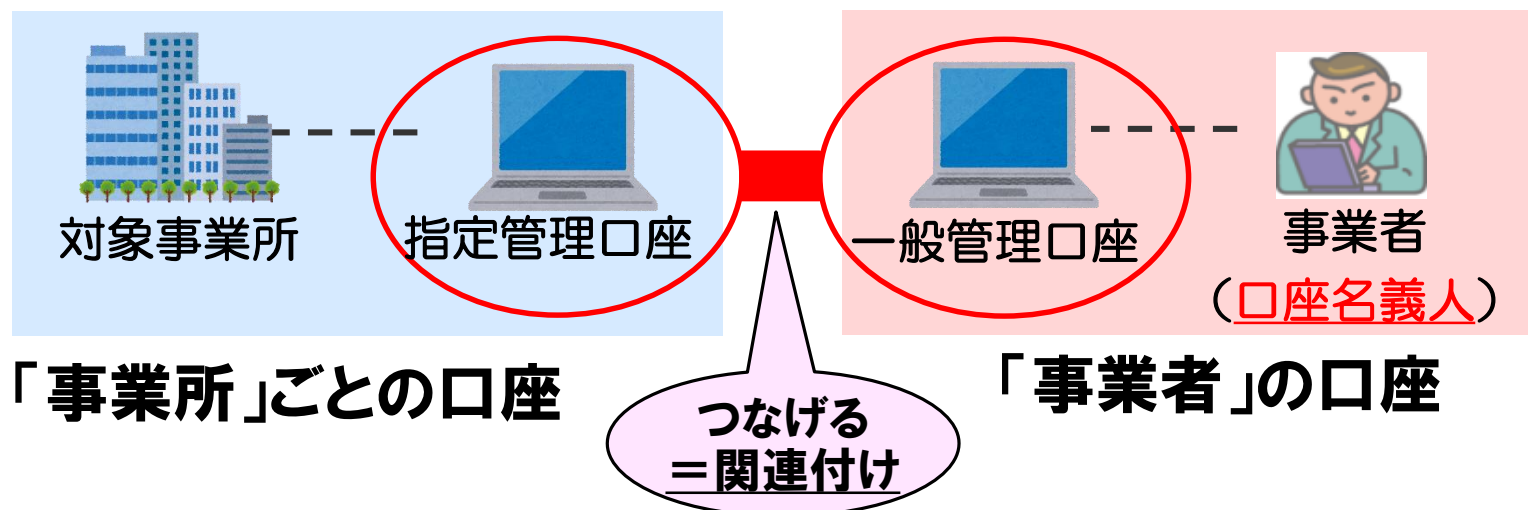
「超過削減量発行可能量」の欄には、各計画期間のその年度までの累計値が表示されます

5. (3) ステップ2：一般管理口座の開設等

- ◆ 一般管理口座とは・・・事業者からの申請に基づき開設される
他事業者との取引(クレジットの移転・取得)をするための口座

◆ 排出量取引(以下のこと)を行うには、**開設が必須**

- ☑クレジットの売却・購入(排出量取引時)
- ☑事業所の超過削減量を、同系列の不足事業所の義務履行に使用
- ☑オフセットクレジットの発行
- ☑無効化に利用



5.(3)ステップ2：一般管理口座の開設等（提出物）

◆ 提出物のイメージ

①申請書（押印原本）

東京都知事 殿

別紙「申請者」記載の者の代理人
住所 東京都千代田区〇〇町
目1番1号
氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類	1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）
口座の開設要件に關する事項	指定番号 0021
公表を希望する事項	5. 法人
開設を希望する口座の数	合計 2 口座
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり
指 定 管 理 号	合計 3 口座
事業所の名称	同上
事業所の所在地	同上
指 定 番 号	同上
開設し、一般管理関係する指定管理関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 ② 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の連絡	会社名 株式会社東京〇〇 郵便番号 163-〇〇〇〇 住所 東京都新宿区〇〇町一丁目1番1号 所屬名 財務部 担当者名 新宿 太郎 電話番号 03-〇〇〇〇-△△△△ FAX番号 03-△△△△-〇〇〇〇 メールアドレス Jiro_Shinjuku@△△△△.co.jp 備考
※受付欄	

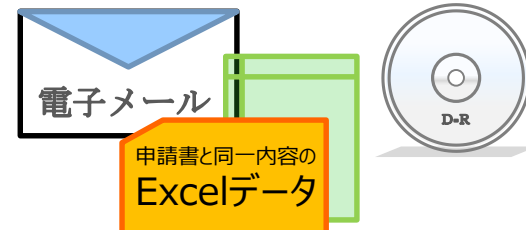
②申請書添付書類（必要な場合）

平成 25 年 1 月 10 日

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数	2
一般管理口座の仮番号	1
口 座 番 号	130-100-0021-0 ※
事業所の名称	新宿〇〇ビル
事業所の所在地	新宿区 西新宿二丁目8番1号
指 定 番 号	0021
一般管理口座の仮番号	1
口 座 番 号	130-100-9999-0 ※
事業所の名称	△△新宿事業所
事業所の所在地	新宿区 〇〇町一丁目1番1号
指 定 番 号	9999
一般管理口座の仮番号	2
口 座 番 号	130-100-8888-0 ※
事業所の名称	△△新宿ビル
事業所の所在地	新宿区 〇〇町二丁目2番2号
指 定 番 号	8888

③申請書等の電子データ （電子メールに添付（2MBまで） /CD-R）※USBは不可



④印鑑証明書

印 鑑 証 明 書

印

名 称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

5. (4) ステップ3：取引先の見つけ方①

◆電子システムの「見積受付登録事業者照会」を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る

登録

照会

東京部環境局
総量削減義務と排出量取引システム
最新ログイン時刻：2015/08/28 15:28:30
メニュー ヘルプ ログアウト

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確認」ボタンを押してください。

選択	取引 種別	見積受付事業者 としての登録	取引クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1,000文字) ※半角英数字、半角記号、空白で入力 してください。
☒	購入	希望しない			
☐	販売	希望しない			

変更 確定 戻る

購入希望・販売希望
情報の登録が可能

- ・クレジットの種類
- ・連絡先
- ・備考(価格やトン数など)

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

878件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引 種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考
島テック法人名部02 島テック事業所代表者 部02	湘南区野庭町02村	購入	新内中小クレジット	あいうえお0002	購入番号00002
島テック法人名部03 島テック事業所代表者 部03	湘南区野庭町03村	購入	西エネクレジット(環境価値協賛)	あいうえお0003	購入番号00003
島テック法人名部04 島テック事業所代表者 部04	湘南区野庭町04村	購入	西エネクレジット(その他削減)	あいうえお0004	購入番号00004

以下の検索が可能

- ・購入事業者
- ・販売事業者
- ・クレジットの種類

※クレジットを買いいたい方、売りたい方ともに登録可能

5. (4) ステップ3：取引先の見つけ方②

◆ 民間のクレジット仲介事業者を利用

トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

東京都環境局HP
「排出量取引」

排出量取引

ページ番号：855-263-574

- ・「2019年度排出量取引説明会（新規担当者向け）を開催します！」[new](#)
- ・「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」を開催しました。詳細は、[こちら](#)
- ・「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催しました。詳細は[こちら](#)
- ・排出量取引の運用に関する専門家委員会について
- ・都供給クレジットの販売
- ・排出量取引に関する御案内の送付について
- ・排出量取引入門パンフレット、制度動画
- ・排出量取引に関する説明資料
- ・義務履行に関する手続き
- ・排出量取引運用ガイドライン
- ・排出量取引の会計・税務処理
- ・排出量取引に関する調査結果（取引価格の算定結果等）
- ・[クレジット販売・仲介事業者](#)

大規模事業所における対策

> クレジットの無効化

> 「東京ゼロカーボン4デ
イズin 2020」の実現と
「東京2020大会カーボン
オフセット」へのご協力
に向けたお願い

> 制度概要

「・クレジット販売・仲介事業者」
に掲載されています

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/client/large_scale/trade/index.html



◆ 公表データの利用

- 「指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報」
及び「口座開設者の情報」を参照し、購入先を
検討

指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報

指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開しています。

- ・ [対象事業所一覧（Excel）](#)
- ・ [操作マニュアル（対象事業所一覧（Excel）利用者）（PDF）](#)

【公開情報】

- ・ 指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称
- ・ 削減義務率、基準排出量など削減義務に係る情報
- ・ 各年度の特定温室効果ガス及びその他ガス排出量
- ・ 地球温暖化対策計画書
- ・ 特定テナント等地球温暖化対策計画書
- ・ その他ガス削減量モニタリング計画書

など

口座開設者の情報

指定管理口座及び一般管理口座の開設者の情報を公開しています。

- ・ [指定管理口座一覧（PDF）](#)
- ・ [一般管理口座一覧（PDF）](#)
- ・ [管理口座一覧の見方について（PDF）](#)

掲載URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>



5. (5) ステップ4：削減量等の振替（移転・取得）

令和 年 月 日	
東京都知事 殿	
住所	
氏名	
法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
振替可能削減量振替申請書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。	
減少の記録がされる口座情報	☐ 口座番号 ☐ 指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る） ☐ 事業所の名称 ☐ 事業所の所在地 ☐ 指定番号
増加の記録がされる口座情報	☐ 口座番号 ☐ 口座名義人の氏名又は名称 ☐ 事業所の名称 ☐ 事業所の所在地 ☐ 指定番号
振替の原因となった事由	
振替可能削減に係る情報	種類 削減の数量 識別番号 1単位当たりの取引金額 円/t（二酸化炭素換算）
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり 会社名 住所 所属名 担当者名 電話番号 FAX番号 メールアドレス 備考
※受付欄	

<クレジットの振替（事例）>

- ✓ 指定管理口座にある超過削減量を一般管理口座に移したい。
- ✓ 一般管理口座に取得したクレジットを、削減不足の事業所の指定管理口座に移したい（＝義務充当したい）。
- ✓ 排出量取引のため、取引先の一般管理口座にクレジットを移したい。

<申請者>

クレジットの **移転（振替）元** となる **口座（＝売り手）** の口座名義人

<手続き>

都に「振替可能削減量振替申請書」を提出

※申請書の記入方法等、相談窓口まで御相談・御連絡ください。

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html



5. (5) ステップ4：削減量等の振替（申請時の提出物）

◆ 基本的な提出の流れ

申請書を作成

（相談窓口で事前確認も可能です！）

代表者印を押印後提出

（※振替可能削減量等発行等申請書、手数料減免申請書は押印不要）

・提出方法 申請書類は相談窓口宛に **郵送** 若しくは **持参**
電子データをメール（CD-Rも可）にて送付

都で審査

・申請内容を審査後、排出量取引システムに登録
（申請内容により、2週間から1か月程度で審査完了）

ぜひ御活用ください！

- ・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
- ・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

5. (5) ステップ4：削減量等の振替（システム操作）

一般管理口座が開設されると、クレジットの移転が可能

✓ 移転の実行

振替可能
削減量
振替申請

移転手続
完了の
お知らせを
確認

移転の実行
(任意のタイミング)

移転結果
の確認

システムメニュー画面

一般管理口座情報照会

- 口座情報照会
- 残高照会
- 取引履歴照会・移転実行

パスワード管理

- パスワード変更
- 第2パスワード新規設定／変更

② 取引履歴の検索

取引履歴情報の検索を行います。
検索条件を入力して、「検索」ボタンを押してください。

検索条件入力

取引完了日付 (MD) 2011/04/01 ~ 2012/03/31

取引履歴番号 (MD) 130-5878543210

移転実行状態 ☒ 移転実行待ち ☐ 完了

検索 戻る

一般管理口座間の移転
の場合のみ。売り手が
作業を行います

① 第2パスワード新規設定

第2パスワード新規設定／変更情報入力

現在の第2パスワードと、新規設定／変更後の第2パスワードを入力してください。
新規設定の場合は新規設定／変更後の第2パスワードのみ入力してください。

現在の第2パスワード

新規設定／変更後の第2パスワード (必須)

新規設定／変更後の第2パスワード (確認用) (必須)

変更 戻る

③ 移転実行

取引履歴情報の詳細は以下のとおりです。

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	移転
移転実行状態	移転実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

■ 移転元口座情報

口座番号	130-110-4000000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人名称4
口座名義人の代表者名 (個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地 (住所)	港区新橋2-1-10

■ 移転先口座情報

口座番号	130-110-9876543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般管理事業者法人名称4
口座名義人の代表者名 (個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地 (住所)	港区南青山1-1-9

この移転を実行する場合は、内容を確認の上、誤りがなければ第2パスワードを入力し「移転実行ボタン」を押してください。

第2パスワード

移転実行 戻る



6. クレジットの種類

6.(1) 排出量取引で利用可能なクレジット

6.(2) 超過削減量

6.(2-1) 超過削減量の発行と利用期限

6.(3) 再エネクレジット(環境価値換算量)

6.(4) 再エネクレジット(その他削減量)

6. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット

5つのクレジット 都基準によりクレジット化

“クレジット”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のこと

クレジット等の名称		概要
超過削減量		対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・その他削減量: グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー等電気相当量などの他制度による環境価値 ・環境価値換算量: 都が認定する設備により創出された環境価値
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット

6. (2) 超過削減量

売り手

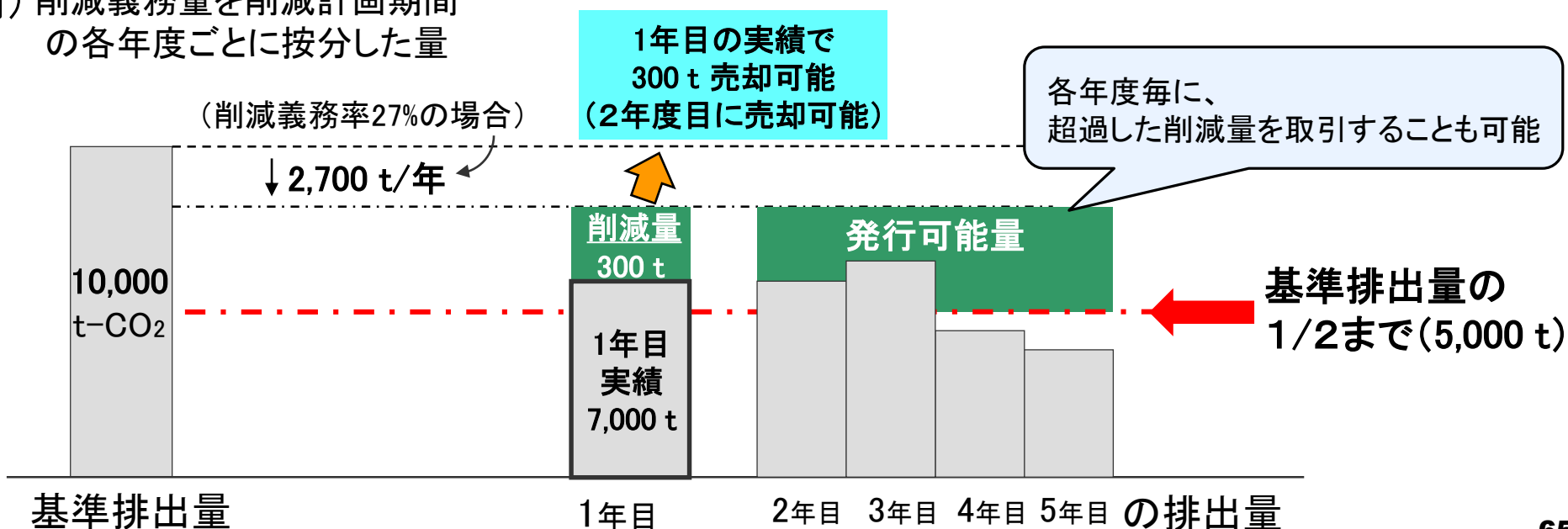
- 削減義務量を削減計画期間の各年度ごとに按分し、その超過した削減量を計画期間2年度目から移転することも可能
- 削減量の算定は、基準排出量の1/2を上限

買い手

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務に利用できる

(例) 削減義務量を削減計画期間の各年度ごとに按分した量



6. (2-1) 超過削減量の発行と利用期限

- 削減計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行状況が確定した段階）で、発行可能な超過削減量がある場合は、**都が各事業所の指定管理口座に発行**

（その場合は、超過削減量の発行申請は原則不要）

※保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能

- 削減計画期間の途中でも、振替可能削減量等発行等**申請書**により、**任意のタイミングで発行することが可能**

※ただし、地球温暖化対策計画書の審査中は発行申請不可

- 発行した超過削減量は、**翌計画期間に持ち越して（バンキング）利用することも可能**

6. (3) 再エネクレジット（環境価値換算量）

◆ 都が認定する太陽光発電等の再エネ設備により創出された環境価値のこと

◆ 再エネクレジット（環境価値換算量）を発行するには、
先に、設備認定を受けたうえで、発電量の認証申請が必要

◆ 認証された発電量に応じて、申請によりクレジットを発行

※ クレジット化するには電力認証後に「振替可能削減量等**発行**等申請書」の提出が必要

クレジットの量 = 発電量(千kWh) × 電気の排出係数(0.489t-CO₂/千kWh)

6. (4) 再エネクレジット（その他削減量）

◆ 再エネクレジット（その他削減量）・・・グリーン電力証書/グリーン熱証書を再エネクレジット化したもの

グリーン電力/熱証書の
再エネクレジット化を
申請できる者

「グリーン電力証書の最終所有者」
かつ
「本制度対象事業所の削減義務者」

利用できるグリーン電力/熱
証書の使用目的

証書の中で、その使用目的について
本制度に利用することが明確になって
いることが原則必要

※利用の検討にあたっては、相談窓口まで御相談・御連絡ください。

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

- ✓口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓クレジットの取引方法
- ✓会計税務の取扱い
- ✓クレジットの無効化に関すること
- ✓その他排出量取引に関すること

＜総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口＞

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 **20** 階南側

TEL : 03-5388-3438

Email : ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp（制度全般に係るご質問）

torihiki@ml.metro.tokyo.jp（取引制度・クレジットの無効化に関するご質問）